

むつ市議会第268回定例会会議録 第3号

議事日程 第3号

令和8年6月12日（金曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）6番 櫻田 秀夫 議員

（2）1番 佐藤 武 議員

（3）4番 濱田 栄子 議員

（4）15番 井田 茂樹 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21人）

1 番	佐 藤	武	2 番	工 藤	祥 子
3 番	高 橋	征 志	4 番	濱 田	栄 子
5 番	杉 浦	弘 樹	6 番	櫻 田	秀 夫
7 番	住 吉	年 広	8 番	白 井	二 郎
9 番	富 岡	直 哉	10 番	村 中	浩 明
11 番	野 中	貴 健	12 番	佐 藤	広 政
13 番	東	健 而	14 番	中 村	正 志
15 番	井 田	茂 樹	16 番	浅 利	竹 二 郎
17 番	岡 崎	健 吾	18 番	佐 々 木	隆 徳 男
19 番	佐 賀	英 生	20 番	大 瀧	次 男
21 番	佐 々 木	肇			

欠席議員（1人）

22 番	富 岡	幸 夫
------	-----	-----

説明のため出席した者

市 長	山 本	知 也	副 市 長	吉 田	真 一
副 市 長	齋 藤	友 彦	教 育 長	阿 部	謙 剛
公 営 企 業 者	吉 田	和 久	代 査 表 員	氏 家	
選 挙 管 理 会 長	畑 中	政 勝	農 委 員 業 会 長	坂 本	正 一
総 務 部 長	松 谷	勇	政 策 推 進 長	小 笠 原	洋 一
財 務 部 長	吉 田	由 佳 子	市 民 生 活 長	石 橋	秀 治
健 康 福 祉 部 長	斉 藤	洋 一	健 づ 推 進 次 康 監 康 部 長	高 橋	嘉 美
こ み だ ら も い 長 官	石 田	隆 司	農 林 水 産 長	一 戸	義 則
こ み だ ら も い 長 官	福 山	洋 司	ま ち づ くり 部 長	木 下	尚 一 郎

建設監理
技術管理局
選挙員局長
農委事務局
農委農水理
上局市生理
大畑庁舎
総次総務課
総務主任
総務主任
総務主任

畑 中 涉
澁 田 剛
野 坂 武 史
小 田 晃 廣
松 本 邦 博
葛 西 信 弘
佐々木 大
岩 崎 李 恋

会管理計者
監査委員
局長
教育部長
川内庁舎
脇野所
総務室
総務主任
総務主任

中 村 智 郎
青 山 諭
杉 澤 一 徳
池 田 雅 文
山 崎 拓 也
井 戸 向 秀 明
菊 池 亘

事務局職員出席者

事務局長
総括主幹
主任主査

上 林 妙 子
堂 崎 亜 希 子
瀬 角 朋 也

次 長
主 幹
主任主査

長 尾 寿 和
渡 部 和 美
高 島 慎 吾

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○副議長（岡崎健吾） ただいまから本日の会議を開きます。

本日議長が所用のため不在としておりますので、議長に代わりまして、副議長が議事を進行いたします。

ただいまの出席議員は20人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○副議長（岡崎健吾） 本日諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○副議長（岡崎健吾） 本日の会議は議事日程第3号により議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

○副議長（岡崎健吾） 日程第1 一般質問を行います。

本日は、櫻田秀夫議員、佐藤武議員、濱田栄子議員、井田茂樹議員の一般質問を行います。

◎櫻田秀夫議員

○副議長（岡崎健吾） まず、櫻田秀夫議員の登壇を求めます。6番櫻田秀夫議員。

（6番 櫻田秀夫議員登壇）

○6番（櫻田秀夫） おはようございます。公明・自由会派の櫻田秀夫です。むつ市議会第268回定例会に当たり、通告に従い一般質問を行わせていただきます。

本題に入る前に、我がむつ市の最近の明るい話題について一言触れさせていただきます。今年の春も早掛沼公園と水源池公園におきまして、むつ桜まつりが盛大に開催され、多くの皆様でにぎわっておりました。また、5月31日には本市の誇りである釜臥山展望台が今シーズンの営業を開始いたしました。今年度は、新たな取組として、夜景を貸切りで楽しめるツアーやナイトマーケットなども計画されており、世界夜景遺産国内第1号である「光のアゲハチョウ」のさらなる魅力向上に大きな期待が寄せられているところでございます。

さらに、いよいよ秋には青の煌めきあおもり国スポ・障スポ2026の開催を迎えます。本市におきましても、セーリングやローイング、フェンシング、バスケットボールなどの競技が予定されており、6月27日には市民の皆様とともにおもてなしクリーンアップ作戦が予定されるなど、大会成功に向けた機運が一段と高まっております。むつ市のさらなる発展を目指し、前向きで建設的な議論を展開したいと考えます。

それでは、本題の質問に入らせていただきます。

1項目め、新たな働き方を活用した人手不足対策について質問いたします。厚生労働省の一般職業紹介状況によれば、有効求人倍率は依然として高い水準で推移しており、とりわけ医療、福祉、建設、運輸、サービス業などにおいて人手不足が深刻化しております。一方で、求職者が希望する職種と企業側が求める人材との間にはミスマッチも生じていると指摘されております。

むつ市人口ビジョン及び第2次むつ市総合経営計画では、人口減少や少子高齢化、生産年齢人口の減少が今後さらに進行すると予測されており、これに伴う地域経済の縮小や生活機能の低下が大きな課題であると位置づけられております。

また、将来にわたって活力ある地域社会を維持、

発展させるためには、雇用の創出や人材確保、移住、定住の促進、関係人口の拡大などを総合的かつ戦略的に進めていく必要があるとしております。

このような中、本市としても地域内だけでなく地域外の人材との新たなつながりを構築し、多様な働き方を活用した人材確保策を検討していくことが重要であると考えます。

そこで、1点目、本市の人口が5万人を割り込む中、現在の求職者が望む職種と人手が足りない職種の不一致について、市はどのように把握し、現状を認識しているのかをお伺いいたします。

2項目め、生活観光を通じた関係人口の創出について質問いたします。当市では、第2期むつ市まち・ひと・しごと創生総合戦略及びむつ市まち・ひと・しごと創生推進計画において、交流人口の拡大とともに、本市に継続的に関わる関係人口の拡大を重要な施策として位置づけております。

また、総合経営計画では「笑顔かがやく 希望のまち むつ」を将来像に掲げ、豊かな自然や歴史、文化など、むつ市ならではの恐山、釜臥山、下北ジオパークなど、地域資源を生かした魅力向上に取り組んでおります。

一方、人口減少が進む中、地域の持続的な発展のためには単に観光客を増やすだけではなく、本市の暮らしや人とのつながりに魅力を感じ、何度も訪れ、応援し、地域と継続的な関係を築く人を増やしていく視点が今後ますます重要になるものと考えます。

また、近年は全国的にも名所を巡る消費型観光から、地域の日常や暮らしそのものを価値として体験する生活観光へと関心が広がっております。こうした観点から、一過性の交流人口を本市に継続して関わる関係人口へと転換する仕組みづくりを進めていくべきと考え、質問いたします。

今後の地域活性化に向け、生活観光を推進する

ことで、一過性の交流人口を本市に継続して関わる観光人口へと転換する仕組みづくりを進めるべきと考えますが、市の見解をお伺いいたします。

次に、3項目め、公共資産の有効活用による自主財源の確保についてお伺いいたします。本市の財政状況を見ますと、令和6年の決算の自主財源比率は28.2%となっており、国や県からの依存財源に深く頼らざるを得ない構造が続いております。今後生産年齢人口の減少に伴う市税の減収や社会保障費の増加、さらにはインフラの老朽化対策など、財政が逼迫する要因は山積しております。これまでのような、いかに支出を抑えるかという縮小、均衡の視点だけでは豊かな市民サービスを維持することは不可能です。今こそ市自らがいかに自主財源を稼ぎ出すかという攻めの都市経営に転換するべきと考え、以下の質問をいたします。

1点目、企業版ふるさと納税の戦略的拡大と自主財源の確保に向けた組織改革についてお伺いいたします。

2点目、公共施設のネーミングライツと公共資産の有効活用について、現在の大規模スポーツ施設中心のネーミングライツから一歩進め、文化施設、公園、道路、公用車など、あらゆる市の公共資産に対象を拡大する考えはないかお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○副議長（岡崎健吾） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 櫻田議員のご質問にお答えいたします。

まず、新たな働き方を活用した人手不足対策について及び生活観光を通じた関係人口の創出についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、公共資産の有効活用による自主財源の確保についてのご質問の1点目、企業版ふるさと納

税の戦略的拡大と「稼ぐ都市」への組織改革についてお答えいたします。自主財源の獲得は、市独自の課題や地域のニーズに対し、国の方針に左右されることなく、市の判断で機動的かつ柔軟に施策を展開できるというメリットがあり、その確保は大変重要であると認識しております。

議員ご指摘の企業版ふるさと納税につきましては、企業が自治体の地方創生の取組に寄附することで、税負担の最大約9割が軽減される制度であり、平成28年にスタートして以来、全国の自治体において既存のふるさと納税と同様に、自主財源獲得の有効な手段として定着しております。当市におきましても、自主財源獲得に向けた新たな手段として積極的に取り組んでいるところであり、平成29年度の受入れ開始時に360万円であった寄附額は、令和7年度には2,700万円に達したところでございます。

具体的には、民間企業への効果的なアプローチを図るため、現在2社の専門事業者へ業務を委託しており、全国の企業へのアプローチの結果、令和7年度にご寄附いただいた企業33社のうち、18社がこの業務委託先によるマッチングの成果となっております。

また、市のホームページにおいて独自のリーフレットを掲載し、市の先進的な取組である「むつ☆かつ」への支援を呼びかけるとともに、ご寄附をいただいた企業を市ホームページで紹介するなど、さらなる寄附の獲得に向けて取り組んでいるところでございます。

一方で、当市における自主財源獲得の取組において最も代表的なものとしては、令和2年3月に条例を制定した中間貯蔵施設に係る使用済燃料税が挙げられます。この際には、部局横断的なむつ市新税検討プロジェクトチームを組織し、このプロジェクトチームを中心に、新税創設に係る諸問題の解決のため検討を重ねた結果、新たな自主財

源の確保の道筋をつけたところでございます。

さらに、こうした連携のノウハウを生かし、令和8年1月からは部局横断的なむつ市稼げる地域推進本部を立ち上げ、市の強みを生かした戦略的な企業アプローチの手法等について、多角的な視点から協議を重ねております。

稼げる地域となることは、あくまで地域の持続可能な発展のための基盤であります。そこから生まれる財源を市民生活の向上や地域課題の解決へと還元していく好循環的なまちづくりの実現に向けて、さらなる自主財源の獲得に全庁一丸となって取り組んでいるところでございます。

当市では、こうした新税創設や稼げる地域推進本部等、既に機能している部局横断の基盤が根づいており、新たな組織を立ち上げるのではなく、この全庁一丸となった体制をさらに発展させていくことが最善であると考えております。

今後におきましても、各部局がこれまで養ってきた多様な専門知識やノウハウ、独自のネットワークを惜しみなく持ち寄り、一つの強力な推進力として結集させることで、限りあるマンパワーの中で時代に対応した効率的かつ機動的な取組を実現し、さらなる自主財源の確保に向けた施策を一層推進してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、公共施設のネーミングライツと公共資産の活用につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○副議長（岡崎健吾） 商工観光部長。

○商工観光部長（福山洋司） まず、新たな働き方を活用した人手不足対策についてのご質問、スポットワーク等の新たな労働力プラットフォームを活用した広域就業者創出に向けた市の取組についてお答えいたします。

市の人手不足に対する現状認識についてであります。令和8年4月時点のハローワークむつの

統計によりますと、むつ署管内の有効求人倍率は、専門技術職の建築、土木、測量が19.5倍、生産工程職が2.78倍、サービス職の介護サービスが1.89倍となるなど、人手不足が顕著な職種がある一方で、事務職は0.32倍、運搬、清掃等は0.46倍となっており、求職者が希望する職種と企業側の求人ニーズとの間にミスマッチが生じている状況にあると認識しております。

また、有効求人倍率は全体で0.88倍と県平均の1.05倍を下回っており、地域全体として雇用機会が限られていることも課題の一つであると捉えております。

こうした職種間のミスマッチの背景には、人口減少に伴う労働力不足の進行や産業構造の変化に加え、求職者が希望する職種と企業が募集する職種にギャップが存在していることなど、複合的な要因があるものと考えております。

次に、生活観光を通じた関係人口の創出についてのご質問、生活観光の推進により交流人口を関係人口へ転換する仕組みづくりについてお答えいたします。議員ご提案の生活観光につきましては、地域の日常や暮らし、住民との交流を通じて地域の魅力を体感していただき、リピーターや関係人口の創出につなげる取組であると認識しております。

一方で、人口減少や少子高齢化が進む中、本市においては観光を地域経済の活性化につなげていくことが重要であると考えており、来訪者には地域ならではの魅力を感じていただきながら、宿泊や飲食、体験などを通じて観光消費の拡大と地域への経済波及効果の創出につながる観光施策に取り組んでおります。

今後におきましては、生活観光の視点も取り入れながら、本市の観光資源を生かした持続可能な観光振興に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長（岡崎健吾） 財務部長。

○財務部長（吉田由佳子） 公共資産の有効活用による自主財源の確保についてのご質問の2点目、公共施設のネーミングライツと公共資産の活用についてお答えいたします。

ネーミングライツの導入状況につきましては、現在スポーツ施設のみとなっており、むつマエダアリーナと眞心堂ウェルネスパークの2施設でネーミングライツ契約を締結しております。また、現在むつ運動公園のネーミングライツパートナーを新たに募集しているところでございます。

スポーツ施設は、大会等で市内外から多数の来場者があることやメディアへの露出が比較的多いことから広告宣伝効果が高く、ネーミングライツパートナーとなる民間企業にとってもメリットが大きいと考え、対象施設として選定してきた経緯がございます。

一方、市のネーミングライツ導入ガイドラインにおきましては、対象を市が保有する公共施設及び公共土木施設としておりますことから、スポーツ施設以外の公共資産につきましても、公共性、地域性と民間企業のメリットが合致するものにつきましては、対象施設として検討を進めてまいります。

なお、公用車への企業広告の掲載につきましては、過去に検討した経緯がございますが、他自治体の例を参考といたしましても、公用車としての利用に支障が生じるほか、広告掲載企業の社用車と誤解される等のデメリットがございましたことから、実施していない状況でございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○副議長（岡崎健吾） 6番。

○6番（櫻田秀夫） 答弁ありがとうございます。

では、順次再質問させていただきます。

スポットワークの件は、大体去年の6月定例会でも、ちょうど1年前質問させていただきました。

ので、現状は分かりました。

人手不足の解消に向けて、全国ではスポットワーク、新たな労働力プラットフォームを活用して、日常生活圏を超えて地方の現場へ応援に赴く広域就業者を呼び込む動きが広がっております。本市においても、下北の中心都市として、こうした最先端のプラットフォーム事業者との連携やマッチング支援を通じて、都市部からの広域就業者を戦略的に呼び込むべきと考えますが、市の見解をお伺いいたします。

○副議長（岡崎健吾） 商工観光部長。

○商工観光部長（福山洋司） スポットワークなどの新たな労働力プラットフォームにつきましては、近年人手不足が深刻化する中で、必要な時期や時間帯に応じて人材を確保できる手法として活用が広がっているものと認識しております。こうしたサービスが本市における人手不足の解消や関係人口の拡大にどの程度効果があるのかについては、その有効性や課題を見極めていく必要があるものと考えております。

また、本市におきましても、既に民間の企業や市民の皆様によるスポットワークサービスの利用が行われており、実際に人材確保や就業機会の創出に向けたマッチング事例が生まれているものと認識しております。

市といたしましては、ハローワークむつや地域事業者との情報共有を図りながら、他自治体の先進事例について情報収集を進め、本市における活用の可能性について研究してまいりたいと考えております。

○副議長（岡崎健吾） 6 番。

○6 番（櫻田秀夫） ありがとうございます。それに関連した再質問を考えていましたけれども、分かりました。

人口減少と少子高齢化が進む中、本市においても生産年齢人口の減少が続いており、地域経済や

市民生活を支える人材の確保は喫緊の課題となっております。こうした中、人手不足の解消を地域内だけの人材確保に求める従来の発想には限界があり、今後は地域の外も含めた多様な人材との新たなつながりを築いていく視点が重要であると考えます。

若者の地元定着や安定した雇用環境の整備については、青森労働局との連携による正規雇用の創出や職場環境の改善など、定住人口を守る取組が重要であります。

一方、人口減少が進む中、観光業や一次産業、サービス業などの繁忙期を支えるスポットワークをはじめとする民間プラットフォームを活用し、都市部の若者や不況人材などの広域就業者を呼び込む関係人口を創出する取組も必要であります。

これからの人材確保は、地域の中で人を探す時代から、地域の外にも目を向け、人の流れをつくる時代へと変化しております。先日本市は、青森労働局との雇用対策協定を締結し、雇用基盤の強化に向けた大きな一歩を踏み出しました。今後は、それに加え、民間が持つデジタル技術や広域的な人材ネットワークも積極的に活用し、公共の信頼性と民間の機動力を掛け合わせたハイブリッド型の人材戦略を構築していくことが重要であると考えます。

下北地域の中心都市である本市が広域的な視点を持って人と仕事の流れを生み出し、守りの定住人口対策と攻めの関係人口創出を両輪とした持続可能な雇用政策を推進されることを期待し、次の質問に移ります。

2 項目めの生活観光を通じた関係人口の創出について、再質問させていただきます。これまでの名所などをめぐる消費型の観光から、地域の暮らしや関係性を重視する生活観光へ検討するためには、観光の施策の評価基準も観光客数や宿泊数だけでなく、リピート率や地域住民との関わりとい

った指標に変えていく必要があると思いますが、市の考えをお伺いいたします。

○副議長（岡崎健吾） 商工観光部長。

○商工観光部長（福山洋司） リピーター率や地域住民との関わり合いにつきましては、生活観光に限らず、当市の魅力を深く体験していただき、継続的な来訪や関係人口の創出につなげていく上で重要な視点であると認識しております。

市では、本年度から観光地域づくり戦略の策定に向けた取組をスタートさせておりますが、戦略策定のためには様々なデータをベースとしたK P I の設定が必要と考えております。

一般社団法人しもきたツーリズムでは、これまでもデータに基づく戦略を策定しておりますが、昨年度改正された観光庁の観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドラインに対応するため、さらにデータを踏まえた戦略を策定すると伺っておりますので、市といたしましては、同法人と連携を図りながら、効果的な指標の在り方について研究してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長（岡崎健吾） 6 番。

○6 番（櫻田秀夫） 分かりました。

では次に、生活観光の推進には、地域で暮らす市民の皆様の理解と自分たちの日常の魅力を共に誇れる土壤が不可欠です。市外からの滞在者を温かく迎え入れ、地域全体でこの取組を盛り上げていくための合意形成や機運向上にどのように取り組まれるのかお伺いいたします。

○副議長（岡崎健吾） 商工観光部長。

○商工観光部長（福山洋司） 観光振興を進める上で、地域で暮らす皆様に地域の魅力を再認識していただき、来訪者を温かく迎え入れる機運を醸成していくことは重要であると認識しております。そのため、市といたしましては、生活観光の考え方も参考にしながら、地域の魅力を地域の皆様自

身が見詰め直し、自ら発信していくことができる環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

具体的には、今後予定しております観光地域づくり戦略の策定において、多様な主体が参画するワークショップを実施し、地域の将来像や観光の在り方について対話を重ねてまいります。こうした取組を通じて、観光を地域全体で支え、育てていくという意識の醸成につなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長（岡崎健吾） 6 番。

○6 番（櫻田秀夫） ありがとうございます。生活観光という部分では、現状青森県内でもなかなか実施している自治体がないということで、例がないということで、難しいところもあると思うのですけれども、今後はそういった部分を視野に入れながら、人を呼び込む施策として考えていただきたいと思います。

人口減少社会において、交流人口の量的拡大に加え、生活観光の質的進化を通じて関係人口を着実に進めていくことは、「笑顔かがやく 希望のまち むつ」の実現に不可欠です。K P I の見直し、市民との合意形成、体験プログラムやコミュニティ構築等の具体的施策を組み合わせ、一過性の訪問を継続的なつながりに転換する仕組みを整備することを強く要望し、次の質問に移ります。

3 項目め、公共資産の有効活用による自主財源の確保について、再質問させていただきます。まず、令和7年度の企業版ふるさと納税の受入実績と活用事業についてお知らせください。

○副議長（岡崎健吾） 財務部長。

○財務部長（吉田由佳子） 令和7年度の企業版ふるさと納税につきましては、33社からご寄附をいただいております。寄附額の総額は2,700万円となっております。

また、企業の所在地の内訳といたしましては、

県内が14社、県外が19社となっております。

活用いただいた事業につきましては、寄附企業のご意向により区分しており、活力あるむつ市の創生として、むつ市海外展開事業等に1,030万円、教育・子育て環境の向上として、保育施設におけるおむつ無償化事業等に340万円、高齢者福祉・医療・暮らしの充実として、むつ市大学医学部就学助成金交付事業に20万円、危機管理・防災力の向上として、防災情報電話、ファクス配信事業に100万円、青森県東方沖地震災害対応として、一部事務組合下北医療センター負担金に1,210万円を充当させていただいております。

○副議長（岡崎健吾） 6 番。

○6 番（櫻田秀夫） ありがとうございます。当初300万円から2,700万円ですか、直近で、大きいですね。県内の事業者さんが14社、県外が19社ということで、今後も県外の事業者さんも増えていくのかなとちょっと期待しております。

次に、人材派遣型の内容なのですが、実際の推移については理解しました。一步一步進んでいるものの、さらなる拡大には工夫が必要です。

そこで、注意注目したいのが、企業から寄附をいただくだけでなく、企業の優秀な社員を本市の職員として派遣してもらう人材派遣型企業版ふるさと納税の仕組みです。これは、実質的な地方負担を極めて低く抑えながら、行政にはない民間の新しい視点やノウハウを直接本市の事業に組み込むことができる、まさに一石二鳥の制度だと思います。しかし、市民の皆様にはまだなじみの薄い部分もありますので、そこでこの制度の内容と本市の活用状況をお知らせください。

○副議長（岡崎健吾） 財務部長。

○財務部長（吉田由佳子） 企業版ふるさと納税人材派遣型は、企業から企業版ふるさと納税に係る寄附があった年度に、当該企業の人材が地方自治体の職員として任用される場合のほか、地域活性

化事業を行う団体等における寄附活用事業に関与するという制度でございます。

地方自治体における具体的なメリットといたしましては、実質的な負担なしで高度な民間ノウハウを取り入れられる点でございます。また、寄附を行う企業側にとりましても、派遣した人材の人件費相当額を含む事業費への寄附により、当該経費の最大9割に相当する税の軽減を受けることができるほか、地方創生への貢献による企業価値の向上や、派遣した社員のリスクリング、人材育成の場として活用できるといった大きなメリットがございます。

具体的な活用事例といたしましては、鉄道会社が、鉄道、バスに関して経験、ノウハウを有する社員を自治体に派遣し、公共交通に関する施策に関わることで官民一体となった公共交通の維持や、さらなる利活用等により、地域活性化を推進するといったものでございます。

一方で、この制度の運用に当たりましては、マッチングの難しさという課題もあり、地方自治体が求める稼ぐ力や戦略的アプローチといった専門スキルと、寄附企業側が発見したいと考える人材が必ずしも一致するとは限らないという面がございます。

また、民間企業にとっては、優秀な人材を派遣することへのハードルは決して低くないという面も内在しているものと考えられます。こうしたことから、内閣府の資料によりますと、令和6年度末時点までの全国での活用実績は、派遣者で174名、活用団体は133団体と公表されており、本制度の活用が全国的にも十分に進んでいないというのが現状でございます。

当市におきましても、マッチングの難しさなどの課題もあり、これまで活用の実績はございません。

○副議長（岡崎健吾） 6 番。

○6 番（櫻田秀夫） ありがとうございます。

今後の部分で、民間の営業ノウハウを持った専門人材の登用についてお伺いしたいのですが、企業版ふるさと納税を戦略的に拡大し、真に「稼ぐ都市」へと転換するためには、待っているだけの受け身では限界があると思います。企業側がこのまちのプロジェクトに投資したいと思えるような魅力的な企画とするためにも、行政の論理とは異なる民間の最前線で培われた営業ノウハウやスピード感、人脈が不可欠だと思います。

単に制度を受け入れるだけではなく、自ら稼ぎ出す組織へと変革するためには、こうした民間の営業ノウハウを持った専門人材を外部から積極的に登用すべきと考えますが、市の認識と今後の組織改革に向けた決意を伺います。

○副議長（岡崎健吾） 財務部長。

○財務部長（吉田由佳子） 企業版ふるさと納税の人材派遣型の活用につきましては、稼ぐことに特化した民間人材を登用する機会がさらに拡大すると同時に、自主財源の確保にも寄与する大変有効な制度であると認識しており、企業とのマッチング等、活用について引き続き調査研究してまいりたいと存じます。

一方、企業版ふるさと納税以外の専門人材の登用といたしましては、令和7年度から地域活性化起業人制度を活用し、3名の方を受け入れているところでございます。この制度は、地方自治体が3大都市圏等に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を生かしながら、地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事していただくことで地域活性化を図るもので、その財政需要に対しましては、特別交付税措置がでございます。

当市の3名の地域活性化起業人の方には、インバウンドの強化に向けた取組や観光コンテンツの磨き上げ、地域産品の新商品開発や既存商品のプ

ラッシュアップなどを行っていただいております。

市といたしましては、こうした専門人材を活用することで地域資源を最大限活用し、地域の稼ぐ力の向上につなげてまいりたいと考えております。

○副議長（岡崎健吾） 6 番。

○6 番（櫻田秀夫） すごく楽しみな取組をされていると思いますけれども、続いて次につながる人材につなげていただきたいと期待しております。

次に、ネーミングライツの活用についてお伺いしたいと思いますが、スポーツ施設以外にもネーミングライツを導入するという市の考えについて、分かりました。むつ市のネーミングライツ導入ガイドライン第4項に、提案募集型の募集方法に関する記述がありますが、現在特定募集型での導入のみとなっていると伺っております。民間企業の柔軟なアイデアやデザインを上手に組み合わせることで、さらに市民の皆様にも愛される愛称や新しい広告の形が生まれるのではないかと思います。未活用の公共資産を有効活用するために、提案募集型のネーミングライツを活用していく考えはあるのか。

また、施設以外の小規模な資産については、単体ではなく、むつ市広告パッケージとして一括提案を可能にすることや、応募手続を簡素化すべきと考えますが、最後に市の見解をお伺いいたします。

○副議長（岡崎健吾） 財務部長。

○財務部長（吉田由佳子） 提案募集型ネーミングライツにつきましては、現状では十分に活用されていない状況となっておりますことから、市のホームページ等で対象となる施設の例を示すなど、周知の工夫に努め、ネーミングライツについての理解を深めていただくことで活性化を図ってまいりたいと存じます。

次に、小規模な資産に関する広告の一括提案についてであります。市のホームページや広報むつ、むつ市グループウェア等を対象として既に広告事業を実施しておりまして、当該事業では広告の掲載期間を1か月単位で申請可能としているほか、簡易な手続で企業広告を掲載できますことから、これまでの方針を継続してまいりたいと考えております。

一方で、ネーミングライツの応募手続の簡素化につきましては、市の審査を経て、公共施設に企業名等を冠する愛称を命名する権利が与えられるという事業の性質上、市民の皆様の信頼感へ与える影響が大きく、また愛称の命名につきましても、むつ市ネーミングライツ導入ガイドラインにおいて、公共の施設にふさわしいものとして公序良俗及び市民福祉の理念に沿うものであって、市民に不利益を与えないものであるとともに、親しみやすさ、呼びやすさ等、市民や施設利用者等の理解が得られるものとするという条件を付しており、慎重な審査が必要となりますことから、ご理解賜りたいと存じます。

○副議長（岡崎健吾） 6番。

○6番（櫻田秀夫） 分かりました。企業版ふるさと納税やネーミングライツは、単に財源を確保するための制度ではなく、民間企業の知恵や人材ネットワークを地域の力として取り組みながら、行政だけでは実現できない新たな価値を生み出していくための重要な仕組みです。

人口減少や財政制約が進む中であっても、受け身で支援を待つのではなく、むつ市と一緒に未来をつくりたいと企業から選ばれる魅力的なまちづくりを進めていくことが重要であります。そのためには、民間の発想や営業力を積極的に取り入れながら、未活用資産の有効活用や新たな官民連携をさらに推進し、地域経済の活性化と市民サービスの向上につなげていくことが必要であると考え

ます。

企業、行政、市民がそれぞれの強みを持ち寄りながら、持続可能な地域経営を実現し、選ばれるまちむつ市、稼ぐことのできるまちむつ市の実現に向けたさらなる取組に期待し、私の質問を終わります。

○副議長（岡崎健吾） これで、櫻田秀夫議員の質問を終わります。

ここで、午前10時50分時まで暫時休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前10時50分 再開

○副議長（岡崎健吾） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎佐藤 武議員

○副議長（岡崎健吾） 次は、佐藤武議員の登壇を求めます。1番佐藤武議員。

（1番 佐藤 武議員登壇）

○1番（佐藤 武） 日本共産党の佐藤武です。むつ市議会第268回定例会、一般質問を行います。2項目3点について質問します。

1項目めは、教育行政について質問します。全国的に教員不足が深刻さを増しています。青森県も例外ではなく、昨年度実施の公立学校教員採用試験の応募者は、記録がある1991年度の試験以降最低となりました。応募倍率も過去10年で最低となりました。小・中学校の教員不足は全国的な問題ですが、青森県では4月の始業式時点で、小・中学校134人の教員が不足していました。5月1日現在では、114校で185人の教員不足になっているとのことです。不足率は、小学校で全国1位、中学校で全国2位になっています。

学校現場に大きな影響が生じています。教員の

勤務実態はどうなっているかということを言うと、長時間過密労働が常態化しています。長時間過密労働が問題視されたのが1980年代の中頃からですから、40年間も改善されていないということを指摘しなければなりません。その大きな原因をつくっているのが公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法です。教員の勤務の特殊性を踏まえ、時間外労働に対する残業代は支給されないこと、その代わりに4%の教員調整額を支給するというものです。公立学校の教員だけに労働基準法の労働時間や休憩の規定が適用されず、残業代も支給されません。働かせ放題の法律です。

文部科学省は、指針で残業時間の上限を月45時間、年間360時間と規定し、今後2029年度までに月45時間を超える教員をゼロにし、月30時間程度に減らすことを目標としていますが、2024年度の残業が年間360時間を超える教員の割合は、小学校で47.1%、中学校で64.3%に上ります。長時間労働は、全く解消されていません。この間、学校が本来果たすべき役割ではないことも担わなければならない風潮が拡大してきました。これも、改善されなければならない大きな課題です。

仕事の絶対量を減らさない限り、残業は減りません。また、新たな課題も出てきたことによって、教員の数を増やさなければ根本的な解決にはなりません。教員定数の見直しと1学級の人数を減らすことが緊急に求められています。こうした現状をどう捉え、どのように取り組んでいるのかお伺いします。

2点目は、特別支援教育推進委員会について質問します。特別支援教育推進委員会とは、各自治体の教育委員会に置かれ、特別支援教育の事業計画や支援を要する児童・生徒の就学指導、合理的配慮の提供について専門的な調査、審議を行う委員会です。市民の皆さんには、あまりなじみのな

い委員会ではないかと思いますが、障がいや発達特性のあるこどもたちの成長、発達を支援、保障していくために重要な役割を担っています。具体的にどのような役割を果たしているかお伺いします。

2項目めは、中東情勢の悪化による市民生活と市の財政運営への影響について質問します。2月28日にアメリカとイスラエルがイランを攻撃しました。この攻撃は、明らかに国連憲章と国際法に違反しているものであり、イラン攻撃を即時中止し、今後も攻撃しないことを約束すべきです。それがイラン戦争を終わらせるための最善策だと思います。日本政府は、明確な国際違反であるにもかかわらず、アメリカのイラン攻撃を事実上容認するという恥ずべき態度を取っています。

国民生活や中小企業の経営は、中東情勢の悪化を受け、苦しさを増しています。帝国データバンクによると、6月の飲食料品の値上げは1,078品目に上り、4月の倒産件数は899件と5か月連続で前年を上回り、4月としては過去10年で最多です。イラン攻撃と事実上のホルムズ海峡封鎖は、日本経済と国民生活にも深刻な影響を及ぼしており、国、自治体を挙げた支援策が緊急に求められています。

建設業、製造業、小売業では、エネルギー価格の上昇や原材料などの調達困難の影響が出ており、中小事業者は資金繰りや支払い、従業員の雇用維持に苦慮しており、休業、倒産、廃業に追い込まれる可能性があります。個人の経営努力だけでは、この困難を打開できないという声が広がっています。中東情勢の悪化により、市民生活や市の財政運営にどのような影響が出ているのかお伺いして、以上で壇上からの質問とします。

○副議長（岡崎健吾） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 佐藤武議員のご質問にお答え

いたします。

中東情勢の悪化による市民生活と市の財政運営への影響についてのご質問、中東情勢悪化に伴う市民生活及び市の財政運営への影響についてお答えいたします。中東地域における緊張の高まりは、エネルギー価格の高騰のみならず、輸送費や製造コストの上昇による食料品や日用品の価格高騰など多岐にわたっており、依然として市民生活に影響を及ぼしているものと認識しております。また、今後の中東情勢次第では、原油価格や為替、国際物流への影響が長期化する可能性もあり、家計負担や地域経済への影響についても、引き続き注視していく必要があるものと認識しております。

次に、市の財政への影響についてであります、令和8年度予算におきましては、近年の長引く物価高騰を踏まえ、公共施設の電気料金や燃料費の積算において、過去の平均単価ではなく、積算時点の単価を採用するなど、価格高騰分を可能な限り反映し、編成いたしました。そのため、現在の価格動向に照らせば、予算の範囲内で執行が可能であるものと捉えております。

一方で、各種ハード整備において資材価格の高騰から増額変更契約へ向けた要望が数件寄せられておりますが、これらにつきましては、歳出面では入札執行残での対応、歳入面では補助金や起債の確保等を的確に進めることで、一般財源への影響を最小限に抑制することが可能であり、現時点で財政運営に支障が生じる状況にはないものと考えております。

なお、国においては中東情勢を踏まえ、ホルムズ海峡を經由しない原油の代替調達の推進や燃料油価格の緩和措置、電気、ガス料金の補助制度などの対策を講じており、当面の間は急激な価格変動が抑制されるものと受け止めております。

市といたしましては、これら国の対策の効果を注視しつつ、必要に応じてこれまで活用してきた

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等を有効に活用することで、市民生活の保護と安定的な財政運営の両立に努めてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○副議長（岡崎健吾） 教育長。

（阿部謙一教育長登壇）

○教育長（阿部謙一） 佐藤武議員の教育行政についてのご質問の1点目、教員をめぐる諸問題についてお答えいたします。

教員につきましては、教員採用試験の倍率が低下しており、教職志望者が減少している状況にあります。これに伴い、必要な教職員を確保することが難しくなっており、教員の質の確保にも影響を与える深刻な課題となっているものと認識しております。

また、教職員の長時間労働が常態化しており、こどもたちと向き合う時間や授業準備の時間の確保が難しくなっており、このことは教職員の心身の健康に影響を与えるとともに、教育の質の向上を阻害する要因ともなっております。

しかしながら、本市においては学校における行事や日課表等の見直しをはじめ、部活動の地域移行や様々な働き方改革を実施したことにより、時間外在校等時間は減少傾向にあり、改善に向っております。

今後につきましても、教職員が心身ともに余裕を持ち、こどもたちと真摯に向き合える環境の構築に向けて引き続き取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の2点目、特別支援教育推進委員会についてお答えいたします。特別支援教育推進委員会は、障がいのある児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な就学相談及び教育支援を行うため、専門的、総合的な見地から審議、助言を行う組織であり、昭和53年の文部省通知を踏まえ、全国的に就学指導委員会として設置されてきたも

のであり、本市においても同年に規則等を整備し、運営してまいりました。

その後、国において障がいのある児童・生徒等の就学先決定や支援体制の充実を図るため、学校教育法施行令の改正やインクルーシブ教育システム構築に向けた制度見直しが進められたことを受け、平成25年にむつ市特別支援教育推進委員会条例を制定し、名称を「就学指導委員会」から「特別支援教育推進委員会」へと改めたところであります。

委員会では、教職経験を有する教員をはじめ、医師、心理や福祉の専門家など、多様な専門性を有する委員の皆様方がそれぞれの知見を持ち寄り、児童・生徒の状況を総合的に判断いたしております。具体的には、特別支援学級や通級による指導など、適切な学びの場に関する助言を行うほか、就学後も含めた継続的な支援の在り方について協議されており、学校や保護者の皆様方への支援につながっております。

このように、特別支援教育推進委員会は共生社会の実現へ向け、障がいのある児童・生徒が安心して学ぶことのできる教育環境を整備する上で極めて重要な役割を果たしているものと認識いたしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長（岡崎健吾） 1 番。

○1 番（佐藤 武） それでは、再質問に移らせていただきます。

1 項目めの 1 点目、教職員をめぐる諸問題について、まず再質問をしたいと思います。教員の未配置について、むつ市では 4 月 1 日現在及び現時点でどうなっているか。もう一つは、中学校で音楽、美術の専科が配置されていない学校はどのような状況になっているかお伺いします。

○副議長（岡崎健吾） 教育部長。

○教育部長（杉澤一徳） お答えいたします。

勤務時間の短い非常勤講師を含めない未配置

は、4 月 1 日現在で、小学校 10 名、中学校 7 名、5 月末時点では、小学校 9 名、中学校 7 名となっております。

また、中学校において音楽の専科がない学校は 2 校、美術の専科がない学校は 4 校となっております。

以上です。

○副議長（岡崎健吾） 1 番。

○1 番（佐藤 武） 欠員が出ているわけなので、今後どのような対策を取っていこうと考えているのかお伺いします。

○副議長（岡崎健吾） 教育長。

○教育長（阿部謙一） 当然ながら、あらゆるつてを駆使して、欠員を埋めるべく努力をいたしております。

また、本年度は短期的な対応として、本来常勤の講師が配置されるべき未配置の枠を埋めるべく、勤務時間が半分程度となる非常勤講師を充てることによって対策を講じております。小学校 4 名、中学校 2 名が配置されております。

また、これまで市が単費で独自に対応しておりました小中一貫教育非常勤講師に加え、令和 6 年度からはむつ市特別非常勤講師を制度化し、市の負担にて小・中学校の授業の充実に努めております。この制度は、ご指摘をいただきました中学校の実技教科の欠員を埋めるにも大きな役割を果たしていると考えております。

もとより教員の配置は、一義的に青森県教育委員会の役割となりますので、今後も青森県教育委員会に対し、しっかりと適正配置を働きかけてまいります。

○副議長（岡崎健吾） 1 番。

○1 番（佐藤 武） 基本教員は、県が人事権を持っているというのが基本ですので、県に対してもぜひ要請していただきたいということと、あと私が評価しているのは、市で非常勤講師を 10 名でし

たか、採用しているというところは、やっぱり評価すべきところだなとありがたく思っています。

現場は本当に忙しいので、少しでも教員が多いと大変助かります。特に日常もそうなのですけれども、行事のときなどは本当に人が多いと大変助かるので、市の独自の取組を私は大いに評価しているところです。

全県的な、全国的な傾向なのですが、教員採用試験受験者が低減傾向にあります。低い状況が続いているのですが、この原因はどこにあるとお考えでしょうか。

○副議長（岡崎健吾） 教育長。

○教育長（阿部謙一） 一般論とはなりますが、子どもたちの成長を間近で見ることができる、そうした教師としてのやりがい等、大きなプラスの要因があることは論をまたないと考えております。一方、ご指摘の労働時間の長さ、休みの取りにくさ、あるいは対応する児童・生徒や保護者への対応の難しさ、こうしたマイナスイメージもあることは否定しがたく、こうしたプラス・マイナスの状況を勘案して、残念ながら志望者が決して多くない状況に現在はあるものと考えております。

○副議長（岡崎健吾） 1 番。

○1 番（佐藤 武） 私もほぼ同じような考えで、短期間にこれをなくすということはできないと思っています。ただ、やはり日々の改善をしていくということが大事だと思っていますので、教育委員会はできるところで、その力を発揮していただきたいと思っています。

次に、病気休暇取得者は何人いるのか、そのうち精神疾患と診断されている人数は何人か、過去5年間の傾向がどうなっているかをお知らせください。

○副議長（岡崎健吾） 教育部長。

○教育部長（杉澤一徳） お答えいたします。

病気休暇取得者につきましては、令和7年度は

11名で、そのうち精神疾患の方は3名となっております。

また、過去5年間の傾向につきましては、令和4年度及び令和5年度に精神性疾患での休暇が一時的に増えましたが、近年は減少傾向となっておりますので、病気休暇全体ではちょっと年度にばらつきがあるので、特出する傾向はないものと認識しております。

○副議長（岡崎健吾） 1 番。

○1 番（佐藤 武） 令和4年、令和5年が増えたということなのですが、その後少し減ってきているということは、これはうれしいことだと思っています。大変苛酷な職場なので、やはり精神を病んでしまうという方がどうしてもいらっしゃるということが現実だと思います。

全国的に言うと、公立学校教員の精神疾患による病気休暇は約7,000人前後であり、高水準となっています。非常に深刻な状況が続いていると考えています。いかに学校現場が疲弊し、ストレスフルな職場になっているかが分かる一つの表れであるというふうに思っています。

次に、超過勤務時間、これ使わないのですけれども、教育界では使わない言葉ですが、分かりやすく残業とかということもありますが、お許してください。超過勤務時間は、平均何時間か、在校の超勤時間者は何時間かお伺いします。

○副議長（岡崎健吾） 教育部長。

○教育部長（杉澤一徳） お答えいたします。

令和7年度の平均では、小学校で35.6時間、中学校で44.87時間となっております。最も時間外と在校時間が多い方は、一月で小学校で118.92時間、中学校で185.45時間となっております。

○副議長（岡崎健吾） 1 番。

○1 番（佐藤 武） いまだに長時間労働がずっと続いていると、平均でこの時間ですから、多い人は月に小学校で119時間ぐらい、中学校で185時間

ということですから、これはもう完全にブラックだと言わざるを得ません。

残業が小学校で月35時間、中学校で月約45時間とした場合、なかなかこれ聞いても教えてくれないので。というのは、今の教員の例えば平均が、2の何号に該当するかと、これ教えてくれないのです。ですから、今回は仕方なく私は第2表を見て、大体中間あたり、中間より平均は多分上がるのですけれども、めどに計算をしました。

労働基準法に照らして計算してみると、残業代は小学校教員で年間116万円はただ働きしている。中学校では、149万円あまりにも上ります。これだけのただ働きをしていることになりますから、大変な状態だと私は思っています。民間であれば、これ労働基準監督署に訴えれば、取り返すことができるお金です。しかし、教員は取り返す術がありません。制度上そうなっています。法律でも、残業は基本ないということになってきましたので、こういう状況が続いているということです。

こういう職場で働きたいと思う人がいるでしょうか。ブラックでなくて、何と呼びますか。教員調整額を10%に上げると国は言っていますが、とても10%では、この残業代を賄うことはできません。焼け石に水です。全く解決になりません。超過勤務に対して残業代を基本的に支払うべきだと思っています。

月80時間を超えると過労死ラインの目安です。1か月で80時間というと、22万円相当になります。月の残業代が最高で小学校で118時間から119時間と、中学校で185時間という残業というのは、とても人間らしく生きていける数字ではない、放置できない問題だと思っています。185時間残業したら、幾らになるか計算しました。41万円です。41万円ただ働きということが実態なのです。ということを皆さんにお知らせして、次の質問に移ります。

勤務時間の管理の確実性をどのように担保しているかお伺いします。

○副議長（岡崎健吾） 教育部長。

○教育部長（杉澤一徳） お答えいたします。

国が求めます客観的方法による把握に対応するため、令和6年度から勤怠管理つきタイムレコーダーを導入しております。

○副議長（岡崎健吾） 1番。

○1番（佐藤 武） タイムレコーダーが導入されたことについては、一定の評価を私をしています。今までは、そういうものが全然、客観的に証明するものはなかったのです。

一定評価しているというのはどういうことかという、在校時間を短くする方法があるのです。実際より短くする方法が。民間でもよくやられることなのですから、実際の出退勤時刻と、記入あるいは打刻する時刻をずらすということです。これで短くすることができるのです、在校時間を。ですから、私はこういうことをなくさなければ、チェックしなければ駄目だと思っています。

そこで、ちょっと申し訳ないのですが、ヒアリングのときには伝えていなかったのですが、教育長に2つほどお伺いしたいのです。

打刻の不正常な状態があった場合に、やっぱり通告できる体制をつくらないと、その客観的だと言われているものが本当に実際と一致しているかどうかというのは分からないと思うのですが、その体制を取れないかどうか、これから考えていけないかどうかをお伺いしたいと思います。

○副議長（岡崎健吾） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お尋ねのようなことが決してあってはならないと我々も強く認識をいたしておりまして、学校にもその旨通知をしております。そして、その一般の先生方が、例えば教育委員会等にそれを訴え出る仕組み等に関して、それだけのための仕組みはありません。しかしながら、相

談窓口はあらゆる場面で開かれておりまして、子どもも常に門戸を開いておりますので、そうした誤った対応がなされることが仮にあるとすれば、決して許されることではありませんので、ぜひ子どもに一報いただければ助かる、そのように考えております。

○副議長（岡崎健吾） 1 番。

○1 番（佐藤 武） ありがとうございます。ぜひ周知をしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

もう一つなのですが、いわゆる隠れ残業というのがあって、持ち帰り残業です。これは、全国的には把握していないはずなので、これもまた残業の数字に入っていないことなので、問題だと思っているのですが、これを把握する、多分していないと思うのですが、把握しているのかどうかということと、今後把握しようというつもりがあるのかお伺いします。

○副議長（岡崎健吾） 教育長。

○教育長（阿部謙一） 把握につきましては、先ほど来部長がお話をいたしましたように、タイムレコーダー等で我々は客観的に勤務時間を把握しております。その上で、勤務時間に含まれず持ち帰り残業等があるのであれば、それは申告により加算する制度としております。あわせて、勤務時間の中では当然そういうことはありませんが、前後に出勤、退勤をしたときに、校内にはいるのけれども、業務には当たっていない。そうしたものは、自己申告により減ずる、そうしたことも併せて制度としてありますので、そこはご安心いただきたいと思います。

そして、いわゆる持ち帰り残業等に関しては大きな問題であると我々も認識いたしております。したがって、その改善に関しては、これからこれまで同様にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

そして、1 点蛇足ではありますが、文部科学省は持ち帰り残業に関しては、先ほど来ご指摘の月 45 時間、年間 360 時間には含まれない旨計算をするようにしてあります。したがって、我々も数値目標に向けて取組をする際に、文部科学省、全国の他の自治体、学校さんと違う数値の求め方をすることが妥当ではないと考えておりますので、我々がお話する数値には、それは含まれておりません。しかしながら、極めて大きな問題であり、それも改善しなければならないという思いは強いことを申し上げておきます。

○副議長（岡崎健吾） 1 番。

○1 番（佐藤 武） 超勤の問題だけではなくて、学校の様々な問題については申告制があるので、いつも門戸を開いていますということなので、ぜひこれを聞いていらっしゃる方、仕事ですから、直接聞くということはないと思うのですが、教育委員会のほうに申し出ていただきたいというふうに思います。やはり門戸を開くということは、非常に大事なことだと思いますので、1 人で悩まないで申告をしてほしいと。

仕事の性質上、例えば早く行かなければならないというのは当然あることは知っていますので、そこまであまり、例えば 30 分早かったとかというのは、私は追及するつもりはないです。こどもたちへの対応についても同じなので、そこをあまり厳しくすると、今度は機械的にこどもたちに対応することにつながってしまう可能性があるもので、そこを私は申し上げるつもりはありません。

全国で統一するために調べないということなのですが、市独自に調査をしてもいいのではないかなと個人的には考えています。それを全国調査に反映しないようにすればいいというだけなので。これは私の考えですので、一応述べておいて終わりにします。

長時間過密労働、多忙化の原因がどこにあるか

というのを伺います。

○副議長（岡崎健吾） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答えをする前に、先ほどの私の回答に関して確認をさせていただきたいと思いますが、自主申告という形ではありますが、我々が学校に指示をしている勤務時間把握の中で、持ち帰り残業等に関しても申告をするスペースはあり、そしてそれも周知をしてありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

そして、お尋ねの多忙化の原因なのですが、近年では部活動の地域移行、そして校務支援システムの導入、時間外電話切替え器の導入等により、時間外在校等時間が減少傾向にあります。令和4年度と令和7年度を比較した場合、一般的に多いとされる中学校、本市の場合は令和4年度は74.2時間でした。令和7年度は44.4時間に削減されております。3年間のうちに30時間、40%が削減されており、学校の努力に我々は深く敬意を払い、共に歩んでまいりたいと考えております。

また、小・中平均いたしましても、同じく令和4年度が53.2時間であったものが、昨年度、令和7年度は39.5時間となっております。30時間に満たない学校も多数出ております。そうした状況にはありますが、お尋ねは多忙化の原因ですので、中学校においては部活動、そして小・中とも根底にあるものは100%では満足せず、こどもたちの成長のためにどんなに時間をかけてでもそれ以上を目指そうといった教員の使命感が根底にあるものと考えております。

しかし、その結果教員にゆとりがなくなれば、一人一人に向き合う、そうした時間を持つことも難しくなりますので、使命感を大切にしつつ、時間を有効に活用するとともに、学校、家庭、地域の役割を整理し、教員が本務に集中できる環境を構築することが重要であると考えており、その充実に今後も支援に努めてまいりたいと考えており

ます。

○副議長（岡崎健吾） 1 番。

○1 番（佐藤 武） 長時間過密労働、多忙化の原因についてお話しいただきました。次の質問とも関わるところで、教育委員会が努力されているということは分かりましたけれども、改善策について、どのようなことが行われているのかをお伺いしたいと思います。

○副議長（岡崎健吾） 教育長。

○教育長（阿部謙一） 国の定める指針に基づき、令和8年3月にむつ市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を定めており、当市の状況に合わせた学校と教師の業務の3分類である学校以外が担うべき業務、教師以外が積極的に参画すべき業務、教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務の見直し等により改善をしたいと考えております。

また、先ほど私どもの努力に関して評価いただき、大変感謝をいたしております。しかしながら、途中でも申し上げましたけれども、各学校において業務の見直し、効率化、そうしたことに真摯に取り組んでいただいております。そうした先生方の努力が、より形に表れるように、我々も学校とともにこれからも頑張っ

てまいりたいと考えております。

○副議長（岡崎健吾） 1 番。

○1 番（佐藤 武） 改善をするためには、1つのところ取り組んでできるというものではないと私は思ってきました。教育委員会ですること、国がすべきこと、現場でできることがあるので、教育委員会では、ぜひその責任を果たして今後も取り組んでいただきたいと思います。

次に、ちょっと視点が変わりますが、地方公務員法に研修が規定されていますが、さらに特例法である教育公務員特例法で規定されているのはなぜかということをお伺いします。

○副議長（岡崎健吾） 教育長。

○教育長（阿部謙一） 立法の趣旨に関して答える立場にありませんが、私の考えをお聞きいただきたいと思います。

教育公務員特例法第1条において、この法律の趣旨が、教育を通じて国民全体に奉仕する教育公務員の職務とその責任の特殊性に基づくものであると規定されております。こどもたちを育てるという重い責任を果たすために、特段の研修が必要であるため、また勤務地を離れた研修等の支援策とともに、この特例法が制定されているものと理解しております。

○副議長（岡崎健吾） 1番。

○1番（佐藤 武） 私がこの問題を今取り上げたのは、特に教員の多忙化のこととちょっと関わっていると思っているので、取り上げました。

一般公務員との違い、一般公務員は職務遂行のための研修です、地方自治法の。ですから、自分の職務を遂行するための研修なのですけれども、教員になぜその特例法を設けられているかということ考えたときに、これは私見も含まれますけれども、私は教員の研修というのは学問の自由に基づく研究、自主的な研修が必要だとされていることだと考えています。修養も、こどもたちの人格の完成を目指すためには、人間的な素養を身につけることが広く求められているからだというふうにも思います。現状は、果たしてそうなっているのかということなのですが、私は十分そうっていないのではないかと、逆に研修させられているという感覚があるのではないかというふうに思っています。

学問研究の自由と教育の自主性が重んじられるべきですが、いわゆる官製研修だけとか、あるいはちょっと言い方は強いのですが、強制研修みたいな感じでの教員の研修にしてはならないというふうに思っています。研修の仕方、これも根本か

ら見直すことが必要であると。これがまた、教員のやりがいや、あるいは教員の労働時間の延長、そういうことにつながらないというふうに思っていますので、これは私見も含めてですが、一応意見を申し述べたいと思います。

次に、教育環境、条件で、こどもたちにとって教員が最も重要であると私は思うのですが、いかがお考えでしょうか。

○副議長（岡崎健吾） 教育長。

○教育長（阿部謙一） 全く同感です。こどもたちにとって、学級集団、学年集団、全校集団とともに、教職員が最良の教育環境でなければならない、そのように強く認識いたしております。したがって、今後もこどもたちと向き合う時間を確保するために校務改善に努めてまいります。

あわせて、こどもたちの生活全体を考えると、家庭の役割も同様に重要であるということが言えると考えております。学校と家庭が相互に連携し、それぞれの役割を果たすことによって、こどもたちのより健全な成長が図られるものとも考えております。

○副議長（岡崎健吾） 1番。

○1番（佐藤 武） 教育現場を経験された教育長ですので、恐らく同じ回答が返ってくるのではないかと期待をしていました。ありがとうございます。そうであれば、今まで述べてきたような劣悪な教員の労働環境を改善しなければ、教員を希望する人も増えないし、教員が余裕を持ってこどもたちとじっくり関わることができない。今の教育は、教員のお金と健康と自由な時間を奪って、教員の善意と、先ほど教育長もおっしゃいましたけれども、使命感、そしてその犠牲の上に成り立っていると言わざるを得ないと私は思っています。この状態を早く改善して、こどもたちにとってよりよい教育を実現したいものだと思います。

それでは、2点目の特別支援教育推進委員会に

ついてお伺いします。まず、委員の構成、あと開催時期と回数、特に就学指導に関する審議の回数についてお伺いします。

○副議長（岡崎健吾） 教育部長。

○教育部長（杉澤一徳） お答えいたします。

特別支援教育推進委員会の委員の構成は、医師、教育職員、学識経験を有する方、関係行政機関の職員、福祉関係者など、教育委員会が適当と認める者を含む合計17名で構成しております。なお、委員長及び副委員長につきましては、委員の互選による選出となっております。

今年度の開催は、定例会を4回予定しております。第1回の委員会は、5月に開催し、通級による指導対象児童の総合判断等を行いました。第2回の委員会は、9月に開催し、主に中学校に進学する児童を対象に対象児童・生徒の総合判断を行います。第3回委員会は、11月に開催し、主に翌年度小学校に入学する未就学児童を対象に、対象未就学児等の総合判断を行います。第4回の委員会は、2月に開催し、新入学児童の個別の教育支援計画の策定を行います。

このほか必要に応じて臨時の委員会というものも開催しておりまして、臨時につきましては、児童・生徒の状況変化への早急な対応が必要な場合や緊急的な就学判断を要する案件が生じた場合などに開催しており、令和7年度は4回開催しております。

以上となります。

○副議長（岡崎健吾） 1 番。

○1 番（佐藤 武） それでは、相談及び就学指導、支援で、支援した過去の5年間の人数をお伺いします。

○副議長（岡崎健吾） 教育部長。

○教育部長（杉澤一徳） お答えいたします。

相談件数に関しましては、ちょっと詳細な把握は難しいのですが、令和7年度では延べ約

150件となっております。

就学指導、支援に関する審議人数につきましては、令和3年度は未就学児26名、小・中学生52名で合計78名、令和4年度は未就学児18名、小・中学生58名で合計76名、令和5年度は未就学児25名、小・中学生60名で合計85名、令和6年度は未就学児26名、小・中学生73名で合計99名、令和7年度は未就学児25名、小・中学生70名で合計95名となっております。未就学児につきましては、おおむね横ばいで推移しておりますが、小・中学生につきましては、増加傾向が見られております。

今後も児童・生徒一人一人の状況を的確に把握し、適切な就学指導及び支援に努めてまいります。

○副議長（岡崎健吾） 1 番。

○1 番（佐藤 武） 人数が増えていることは、予想していたのですが、昨年度、相談件数が約150件、審議したい人数が合計で95人ということで、これほど多いとは思ってもみなかったのが、驚きました。生きづらさを抱えたこどもたちが非常に多い、あと保護者や学校の負担もいかに大きいかが想像できると私は思っています。

続いて、就学前に関わっている幼稚園、保育園、あるいは児童発達支援に関わる意見をどのように反映しているかお伺いします。

○副議長（岡崎健吾） 教育長。

○教育長（阿部謙一） 幼稚園、保育園、児童発達支援事業所様等からは、こどもたちのふだんの様子、あるいは施している適切な支援、対応、そうしたことに関し、情報提供をいただいております。また、教育委員会事務局職員もこうした施設を訪問して、実際に状況を確認する、そして学ぶ、そうした活動も行っております。あわせて、特別支援教育推進委員会では、必要に応じてご意見を頂戴して、こどもたちにとって最も適する学びの場、最も妥当な支援方法、そうしたことを決する大きな手だてとさせてもいただいております。

○副議長（岡崎健吾） 1 番。

○1 番（佐藤 武） ぜひこどもたち一人一人に合った発達保障、成長の保障できる体制を取っていただきたいと切に願っています。

次に、今の質問と関連しますが、こどもの発達を保障するために、また情報を的確に反映するためには、児童発達支援管理責任者、いわゆる児発管と言われますけれども、現在多分委員に入っていないと思いますので、児発管を入れるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（岡崎健吾） 教育長。

○教育長（阿部謙一） 児童発達支援管理者の委員参加につきましては、非常に重要であると認識いたしております。現状、専門性や継続的な支援体制確保の観点から、必要に応じた委員の選任を行っており、今後委員の構成に関しては適切に配慮してまいります。ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長（岡崎健吾） 1 番。

○1 番（佐藤 武） むつ市に児童発達支援事業所ができて、10年を超えました。児童発達支援管理責任者を委員会に入れることによって、総合的に審査ができるのではないかと、情報も総合的に判断できるのではないかとこのように考えていますので、ぜひ今後検討していただきたいと思います。

あと、特別支援学級と受入校の負担が非常に大きいと最近思っているのですが、そういう声も聞こえてくるのですが、その点についてどのように認識しているのか。もしもそうであれば、軽減策があるのかを伺います。

○副議長（岡崎健吾） 教育長。

○教育長（阿部謙一） 負担は増加しているものと、私どもも認識をいたしております。そのために、個別の教育支援計画に基づく合理的配慮の充実を図るとともに、特別支援教育コーディネーターの適切な配置、また校内支援体制の強化に努めているところであります。

管理職を含めた全教職員が特別支援教育への理解を深め組織的に対応できるよう、研修会への参加や校内研修の充実にも取り組んでおります。

加えて、スクールカウンセラー等との連携を強化し、学校単独で抱え込むことのない体制づくりも進めており、現場の負担軽減に努めており、さらに充実を図ってまいりたいと考えております。

○副議長（岡崎健吾） 1 番。

○1 番（佐藤 武） これも教員個人でできる問題ではないと思っているので、学校体制で取り組んでいただいているということもよく聞いていますので、教育委員会でできることは、ぜひ対策を取っていただきたいと思います。

それでは、2 項目めに移ります。中東情勢についてですけれども、物価高騰による経費の膨張とか、給食への影響とか、請負契約等のこと、あとは市の財政運営等に大きな影響が今のところないと、予算でもそういうことを予測して、令和8年度、今年度の予算を立てているということでしたので、それは大変ありがたいことだなと思っています。ただ、市民生活にも少なからず影響が出ていることは確かですので、今般のナフサ不足による影響の今後の見通しをどのように考えているかお伺いします。

○副議長（岡崎健吾） 商工観光部長。

○商工観光部長（福山洋司） 6 月 2 日に開催された中東情勢に関する関係閣僚会議において、ナフサの調達状況に関し、国内でのナフサ精製も継続していることに加え、中東以外からの代替調達により、従来の85%の水準まで回復しており、ナフサ由来の石油製品は、年度を越えて供給継続が可能であるとの見通しが示されており、昨日開催された同会議においても同様の見通しが示されております。

一方で、地域の事業者の皆様からは、資材の高騰に加え、調達について困難な状況にあると伺っ

ており、市では国や県が設置する燃料油や資材調達に関する相談窓口等の情報を市のホームページ、トップページになりますが、集約して掲載し、事業者の皆様への周知に努めております。

市といたしましては、今後も政府の動向を注視し、市民生活や市の財政運営に与える影響について関係部局と連携し、迅速な情報収集と適切な対応に努めてまいります。

○副議長（岡崎健吾） 1 番。

○1 番（佐藤 武） 政府は、原油は確保している、ナフサも確保できていると、目詰まりが起きているということなのですが、末端には届いていないということで今大変な事態になっています。日本の原油は、中東に約95%ぐらい依存していたのです。ホルムズ海峡の封鎖が解けても、他地域から輸入するにしても、すぐに原油量を短期間で解決する問題ではないと思っています。

ナフサも、確かに国内生産4割、輸入6割ですから、国内生産が増えれば、それができれば少しは解消されるというふうに思うのですけれども、原料の原油がないと作れないということがありますので、今の現状を考えると、長期的に影響が続くと考えるべきだと思っています。

一旦上がった原材料が下がるとはとても考えられません。見通しが楽観的過ぎるというふうに私は思っています。これ市だけのことを言っているのではない、国の見通しが甘過ぎるということなのです。世界でも、中東依存している国ほど深刻な影響を受けているのが現状です。

政府は、先ほども言いましたけれども、量は確保していると言います。値段は言いません。1バレル幾らで入れているのか、言わないのです。現状どうなっているか。国の備蓄している原油を民間に出しますよね。そのときの値段は、2月のこのイラン戦争の前の1.5倍になっているのです。もう国が備蓄を出すときから、1.5倍の値段で出

しているのです。これでは、ナフサは生産できますと言っても、値段は下がらない。上がるのです。

もう一つは、ナフサの値段は、この間、2月末以降1.8倍になっています。こういうことを一切言わないのです。量はありますと。でも、値段は上がっているのです。これでは、国民生活は大変なのですよと言っておきたいと思います。

ナフサ不足による食品の高騰が続いていますが、市としてごみ袋だけでなく、生活となりわいを守るための対策を考えているのかどうかお伺いします。

○副議長（岡崎健吾） 市長。

○市長（山本知也） 国への苦言はさておきまして、市としてやっている事業をお伝えさせていただきますけれども。

まずは、ご指摘いただきました、市としてごみ袋だけではなくということでありますけれども、当初予算におきまして、市民生活の負担軽減策の一つとして、ごみ袋の全戸無料配布事業を予定しているところでございます。本定例会に上程しておりますので、どこまで詳細答えられるかちょっとあれなのですが、ベース部分だけ、提案している部分だけお伝えさせていただきますと、なりわいを守るための事業といたしましては、地域経済の基盤であります農業、畜産業、漁業を営む事業者への支援金を今定例会の補正予算に計上させていただいておりますほか、青森県ひとり親世帯臨時特別給付金、また昨年より3倍となります水道料金の減免を今回の補正予算に盛り込んでおりますので、こういったことから生活等、あるいは守るための対策を当市としては予定をしているということでございまして、議会の皆さんに審議をいただくということでございます。

また、国のご指摘ありましたけれども、国におきましても猛暑が予想されます夏場に向けて、電気、ガス料金の負担軽減策を含む3兆1,000億円

これは、市としても国に、どこが目詰まりしているのかというのを国が情報を集めている中でも、なかなか来ないと国のほうでも言っておりますけれども、なかなかそういった情報が上がっていかないことが、その目詰まりがあるのだと思いますので、まずはその解消をして、必要に応じて佐藤武議員おっしゃるとおり、窓口が必要になれば緊急的に窓口を開いて対応させていただきたいと思いますので、状況に応じてそういったことも検討してまいりたいと存じます。

○副議長（岡崎健吾） 佐藤武議員に申し上げます。

申合せ時間が終了となりますので、この答弁をもって終了とさせていただきます。

○1 番（佐藤 武） 今ご答弁いただいたのを前向きに捉えていきたいと思っています。

これで、事態の推移によって市でも対応していくと、商工団体等に任せるだけではなくてという答弁でしたので、ぜひ検討していただきたいというふうに思っています。

以上で一般質問を終わります。

○副議長（岡崎健吾） これで佐藤武議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後 1 時 10 分まで休憩いたします。

午前 1 時 5 1 分 休憩

午後 1 時 1 0 分 再開

○副議長（岡崎健吾） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎濱田栄子議員

○副議長（岡崎健吾） 次は、濱田栄子議員の登壇を求めます。4 番濱田栄子議員。

（4 番 濱田栄子議員登壇）

○4 番（濱田栄子） 会派むつの風の濱田栄子でござ

います。むつ市議会第 268 回定例会におきまして、3 項目について質問いたします。

1 項目めの地域産業の振興について質問いたします。昨年、むつ市議会第 265 回定例会においても、農林水産業についてそれぞれ質問いたしております。気候変動の激しい時代において、一次産業には多大な影響が想定され、それぞれの産業分野において地元の資源を増やすため、研究機関等と連携を取り、若者を含めた農林漁業者、地元農業経験者等で各研究部会を設置し、資源再生、そして産業再生に向かうべきではないかという趣旨の質問をいたしております。ご答弁としては、農業については、「東北大学大学院農学研究科と連携し、協力体制を構築している、今後は生産量の拡大に向け長期的に取り組む組織づくりに努める」、また漁業については、「各地域において「ふらっと」を開催し、漁業者からいただいた意見や相談に対し、県や大学の専門機関または研究者と連携を取り、問題解決に取り組む」、林業については、「国や県及び林業関係者と相談しながら検討していく」とご答弁いただいております。今議会においては、地元農業、漁業、水産製造業、観光業の 4 点に区切ってお伺いいたします。

1 点目の農業については、東北大学大学院農学研究科との連携により見えてきた地元農業の問題点、克服すべき課題をどのように捉えて、地元農業振興策の具体的な方向性は見いだせたのかお伺いいたします。

2 点目の漁業問題につきましては、関根地区から大畑までの津軽海峡に面した外海側と内海側、陸奥湾に分けて質問いたします。

漁業問題については「ふらっと」を開催し、出された問題に対応していくという趣旨のご答弁を前回いただいておりますが、漁業者対象の「ふらっと」では、どのような問題が提起され、どのように対応されたのかお伺いいたします。

3点目の地元水産製造業について質問いたします。今議会においては、大畑地域の水産加工業について質問いたします。これまで水産加工業は、その技術と徹底した衛生管理により水産資源に付加価値をつけ、中央市場においても大きな信頼を得て、安定した製品の製造、出荷、雇用の場の確保等、地域経済発展の一翼を担ってきました。一次産業とともに地域経済の大黒柱であるとも思っております。

関根地域から大畑地域まで、イカの水産加工業から始まった企業体ですが、近年操業している事業は、ホタテの水産加工を主とした操業と聞いております。ほぼ毎日のように、ホタテ生育の悪化が報道される中、ホタテ生産者とともにホタテ加工業者も原料確保においては厳しい現状が予想されます。市といたしましては、水産加工の現状をどのように捉えているのか、また支援策等の計画がありましたらお知らせください。

4点目の観光業について質問いたします。訪日外国人客は、調査以来初めて2025年、4,000万人を突破、日本政府観光局によりますと、2026年4月は369万人の外国の方が日本を訪れているとの発表です。青森県におきまして、2025年、52万人以上の外国の方が本県を訪れております。むつ市のインバウンドの現状と対策をお伺いいたします。

2項目めの風力発電が地域に与える影響についてお伺いいたします。風力発電につきましては、これまでむつ市議会第260回定例会におきまして、佐井村と大畑川源流であります荒沢山周辺において大型風力発電10基の事業計画に対し、多方面にわたり質問いたしております。昨年の6月定例会、むつ市議会第264回定例会においては、併せて大畑佐藤ヶ平地区に14基の大型風力発電計画に対して質問いたしております。

主なご答弁としては、「風力発電の導入促進は

政府の方針であり、取り組むべき課題である一方、設置場所や規格によっては、自衛隊のレーダー等に障害を及ぼすおそれがあるため、防衛省では計画策定の諸段階で相談を要請している。生態系、自然環境、生活へ与える影響については、評価を行う環境アセスメントが実施され、その結果を反映した環境影響評価準備書が作成された後、再度縦覧や意見書の受付が実施される。検討されている区域は国有林であり、水源の涵養保安林に指定されている。下北森林管理署と意見交換を通じ、森林の多面的機能が損なわれないよう訴えていきます」とのご答弁でした。

現在、佐井村、大畑地区計画の（仮称）下北西部風力発電事業環境評価準備書が経済産業大臣に5月21日に提出され、青森県知事にも送付されております。縦覧期間は、佐井村、むつ市において、5月20日から6月22日までとなっているようです。

また、（仮称）佐藤ヶ平風力発電事業環境影響評価方法書に関する意見書が2026年3月4日付で公益財団法人日本自然保護協会理事長名で計画事業者に提出されております。意見書の主な内容としては、本文どおりではありません、要約しております。

1として、特定植物群落や自然林が大規模に改変される本事業は大幅な変更計画が必要である。広範囲な自然林の伐採が想定される本事業の実施は、ネイチャーポジティブの観点に沿うものではない。

2つ目として、本事業の実施想定区域では、国内希少野生動植物種に指定されている絶滅危惧種に指定されておりますイヌワシやクマタカの生息が確認され、繁殖の可能性についても指摘されている。事業が実施されれば、バードストライクの危険にさらされる可能性が高くなる事業想定区域の北西部においては、事業を実施するべきではな

い。

3 点目として、本事業では、事業実施想定区域内の東側から風力発電機の搬入を計画している。搬入を計画している林道には、東北森林管理局が設定した佐藤ヶ平ヒバ遺伝資源希少個体群保護林が隣接している。本報告書によれば、設置する発電機14基全てが計画出力の大きい機種に変更されており、この林道を発電機の搬入路とする場合、当該保護林本来の機能喪失に対し多大な影響が懸念されるおそれがあることから、佐藤ヶ平ヒバ遺伝子資源希少個体群保護林に隣接する林道は、風力発電機搬入路として計画を除外すべきである。

4 点目として、本事業のように、原生林的な森林及び希少な植物群落のある地域では大規模な改変を伴う開発を進める際には、事業実施想定区域内の環境影響調査は必須である。調査遂行上の理由から、調査地点が限られてしまう場合も、調査地点の半分以上は事業実施想定区域内で行い、十分なデータを取得することが重要である。しかし、本報告書で示されている事業実施想定区域内で予定している調査地点は少な過ぎる。例えば哺乳類、鳥類、昆虫類では調査地点の4分の1から3分の1と過半数にも及ばず、このような少ない調査地点で事業による環境影響を正確に把握できるのかは甚だ疑問である。特に自然環境上、最も重要な特定植物群落「燧岳山腹ブナ群落」や自然林が広がる北西部に関しては、鳥類の調査地点が1地点しかなく、哺乳類と昆虫類の調査地点は設置されていない。したがって、事業実施想定区域の北西部における哺乳類、鳥類、昆虫類の調査地点を増やすべきである。との意見書が提出されております。

このことを踏まえて、改めて風力発電についてお考えを5点お伺いいたします。

1 点目の生態系に与える影響について、市としてはどのように考えるのか。

2 点目の森林の水源涵養機能に与える影響についてお伺いいたします。

3 点目の低周波が近隣住民に与える影響について。

4 点目の釜臥山展望台から見た霊場恐山の景観への影響についてはどのように考えるのか。

5 点目として、緊迫した世界情勢の渦中、防衛施設第42警戒隊の任務への影響について、いま一度確認をお願いいたします。

3 項目めの教育問題について、2 点お伺いいたします。地域の孫たちを思う老婆心の質問と思い、どうぞご答弁をよろしくお願いいたします。

小学校も中学校も4月の入学式、新学年も始まり、少し慣れてきたところで5月の大運動会、学校は子どもたちも先生たちもお忙しいです。疲れが出たところで体調を壊し、学校を休みがちになる子どもさんもいるのではないかと心配しているところでございます。

また、思春期に入った中学生たちの心は傷つきやすく、友達関係だけでなく、大人たちの何気ない言葉にも傷つき、その傷ついた心を隠すために、時には貝になり、不登校になったりするのではないのでしょうか。

新型コロナの感染症が収束に向かったと思ったら、大国による戦争が世界のあちらこちらで勃発し、純粋な子どもたちは表現できない悲しみを心の中にしまい込んでいるのではないかと心配いたしております。新学期も始まり、子どもたちには何とか健やかな学校生活を過ごしていただきたいと思っていますところ です。

1 点目として、今年度の不登校の現状と対策についてお伺いいたします。

2 点目として、厳しい社会を生き抜くためには、世界共通語とも言われる英語力の強化や、将来の仕事への窓口となる体験学習等も必要と思われます。学校では、現在どのような取組がなされてい

るのか伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。ご答弁よろしく願いいたします。

○副議長（岡崎健吾） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 濱田議員のご質問にお答えいたします。

まず、地域産業の振興についてのご質問及び風力発電が地域に与える影響についてのご質問の1点目から4点目までにつきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、ご質問の5点目、防衛施設への影響についてお答えいたします。むつ市議会第260回定例会でも答弁しておりますが、令和6年5月24日に自衛隊のレーダーや通信設備への影響を防ぐことを目的に、陸上風力発電設備の建設を規制する法律が公布されております。当地域での風力発電設備の建設に関し、釜臥山のレーダー等への影響を防衛省へ確認しておりますが、風力発電の導入促進は政府一丸となって取り組むべき課題である一方、設置場所や規格によってはレーダー等の防衛設備に障害を及ぼすおそれがあるため、事業者に対しては建設計画策定の初期段階での相談を要請していると伺っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、教育問題についてのご質問につきましては、教育委員会からの答弁とさせていただきます。

○副議長（岡崎健吾） 教育長。

（阿部謙一教育長登壇）

○教育長（阿部謙一） 濱田議員の教育問題についてのご質問の1点目、不登校対策についてお答えいたします。

まず、市内小・中学校においては、登校はできるものの、教室に入ることが困難な児童・生徒の居場所づくりとして、全ての学校で校内教育支援センターを設置し、現に不登校の状況にある児童

・生徒に支援を行っているほか、新たな不登校を生まない魅力ある学校づくりに日々取り組んでいるところであります。

また、教育委員会といたしましては、むつ市教育支援センターにおける教育相談や社会的自立を目指した活動を通して、児童・生徒とその保護者及び学校への支援の充実に努めているところであります。加えて、本年度学校、教育相談機関、いずれともつながっていない児童・生徒を対象にメタバース空間を活用した不登校支援を実施いたしております。さらには、少人数なら学校に通うことができる児童・生徒を対象として、学びの多様な学校の開校を令和9年度に計画いたしております。

私どもといたしましては、これらの不登校支援を重層的に展開し、市内全ての児童・生徒とつながり、どの子にも多様な学びの場を提供できるよう努めてまいります。

次に、ご質問の2点目、厳しい社会を生き抜くため、英語力の強化や体験学習等、学校ではどのような取組がなされているのかについてお答えいたします。現行の学習指導要領は、こどもたちに生きる力を育むことを基本理念として掲げております。激動する現代社会を生き抜くため、語学力の習得並びにそれらを支える人間性の育成はまさに生きる力を育む教育の重点事項であると認識いたしております。

本市の学校教育におきましては、各学校が主体となり、児童・生徒が自らの将来を切り開くための学びの充実に全力を挙げて取り組んでおります。例えば総合的な学習の時間を中核としながら、地域の方々のご理解を得て実社会と結びついた職場体験学習や自然体験学習等を計画的に実施いたしております。また、学校独自の工夫として、販売体験をしたり、職業人を講師に招いてキャリア講演会を実施したりしている学校もあります。こうした体験学習を含め、日々の教育活動の中で自

らの将来について真剣に向き合う時間を大切にいたしております。

教育委員会といたしましても、自ら興味のある分野のブースを選択して職業人の話を聞くキャリアワークショップ事業を実施するなど、学校現場の取組を最大限支援しながら体験活動の幅を広げ、児童・生徒がより深い学びを得られるよう、環境準備に努めております。

また、英語力の強化につきましては、各学校では教員一人一人がコミュニケーションの楽しさを実感できる事業づくりに創意工夫を凝らすとともに、学んだことを実際に使ってみるアウトプットを重視した事業改善に取り組んでおります。

教育委員会といたしましては、ALTを各学校へ計画的に配置し、生きた英語に触れ、実際にアウトプットする環境を整えております。

さらに、学校での学びを実践する場として、小・中学生を対象とした英語コミュニケーションイベントの開催や中学生海外派遣事業も実施いたしております。

このように、日々の学習と応用、実践、そして体験の場を関連させながら、児童・生徒の生きる力の育成に向け、教育活動の充実に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長（岡崎健吾） 農林水産部長。

○農林水産部長（一戸義則） 地域産業の振興についてのご質問、各産業の課題と今後の振興策についてのうち、農林水産部で所管しております部分についてお答えいたします。

まず、東北大学大学院農学研究科との連携により見えてきた地元農業の問題点、克服すべき課題ではありますが、本年1月に東北大学大学院農学研究科が実施しました生産者へのヒアリングで確認した問題点は、生産物に関連するものとして、高温や降雨量の増加による株の弱体化や生産物の小玉化などの品質低下、生産量の減少、生産に関連

するものといったしましては、土壌改良の成果の検証や、生産の際に発生する残渣の利活用の可能性のほか、残渣の処分費用の増大などがあります。

取り組むべき課題といたしましては、気候変動に対応する栽培技術や土壌分析に関する学術指導、残渣の利活用に向けた香り成分の研究や飼料や肥料への再利用に向けた学術指導など、東北大学大学院農学研究科に所属する教授の皆様の専門分野と照らし合わせた幾つかの取組をご提案いただいております。

次に、地元農業振興策の具体的方向性でありませんが、軸となる振興策は地元農業の持続的な発展に向けた就農支援や設備導入時の支援となります。さらなる地域農業振興策の具体的方向性を見い出すため、今年度も引き続き東北大学大学院農学研究科とともに生産者との対話を続け、生産者のニーズに合った振興策を見い出すことに努めてまいります。

次に、漁業関係者との「ふらっと」開催についてであります。まず津軽海峡側につきましては、令和6年度に大畑地区の漁業者が中心となり活動しております海峡口デオ大畑、令和7年度に関根浜漁協と開催しております。その際に、参加者の皆様から、後継者不足で今後の漁業の継続に不安があることから、地区に漁業をやりたい人を呼び込むため、手軽に漁業体験ができ、お金の支援を受けながら漁師になるような仕組みづくりが必要、他地区から新規で漁業者を志す人が住むことができるシェアハウスのようなものをつくりたい、種苗放流の効果を実感しているので、支援の継続、放流量の増加をお願いしたいなどのほか、市管理漁港における不具合箇所の修繕や機能強化に関するご意見、ご要望がございました。

次に、陸奥湾側では令和6年度に川内町漁協青年部と開催しております。その際には、浜の人手不足に悩んでおり、人材を確保してもらえる仕組

みが欲しい、使い古した漁具の処分費に支援が欲しい、漁師の収入がない時期に手軽にアルバイトができるようなマッチングの仕組みが欲しいなどのご意見、ご要望がありました。

これら「ふらっと」で出されたご意見、ご要望の実現につきましては、所属する漁協が必要と認識し、実施に向けた体制をつくれるかが重要でありますことから、後日漁協とも意見を交換し、必要性、緊急性、実現の可能性及びどのような支援が効果的かなどを検討しながら、緊急性があり、かつ実現可能なものから予算化しているところであります。

具体的には、本年度の予算化されているものとして、水産資源増殖推進事業、関根浜沿岸漁業振興対策事業、関根漁港老朽化対策事業でございます。今年度におきましても、漁業関係者との「ふらっと」の開催を通じまして、現場の生の声を聞き、問題の解決に効果的な支援方法の検討に供してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、風力発電が地域に与える影響についてのご質問の2点目、森林の水源涵養機能に与える影響についてお答えいたします。風力発電施設が計画されている区域は国有林であり、主に水源の涵養林として保安林に指定されております。市として、事業者から提出されます環境影響調査の結果などから、本事業による森林の伐採面積などの情報収集に努めるとともに、国有林を所管する下北森林管理署と水源の涵養を含む森林が有する多面的機能への影響について意見交換を行ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長（岡崎健吾） 商工観光部長。

○商工観光部長（福山洋司） 地域産業の振興についてのご質問、各産業の課題と今後の振興策についてのうち、商工観光部で所管しております部分

についてお答えいたします。

まず、水産加工業は、本市の地域経済や雇用を支える産業の一つであります。近年は人手不足や設備の老朽化に加え、ホタテをはじめとする原材料の確保が厳しい状況にあり、特にホタテ加工業においては安定的な原料調達が大きな課題となっているものと認識しております。

このような状況に対応するためには、省力化設備の導入や生産性向上の取組に加え、原材料不足への対応として、新たな加工品目への転換や高付加価値化に向けた取組を進めていくことが重要であると考えております。そのため市といたしましては、関係機関と連携しながら、国のものづくり補助金や省力化投資補助金などの支援制度の活用を促進するとともに、さらには販路拡大の取組などを後押しし、事業者の経営安定化につなげてまいりたいと考えております。

次に、むつ市のインバウンドの現状と対策についてお答えいたします。当市における外国人宿泊者数の実績は、事業者からのご協力で得られた数字を見ますと、令和7年度は約2,500人泊であり、全国的なインバウンド需要の拡大傾向と比較すると、十分に取り込めていないものと認識しております。

人口減少が進む中、今後の観光振興を考える上で交流人口の拡大、中でもインバウンド需要への対応は重要な課題であり、その対策として、台湾高雄市との友好交流協定締結による交流の推進や、Aomori Global Advance Project事業による海外の大学生の受入れを通じて本市の魅力を海外へ発信する取組を進めてまいりました。また、海外から訪れる方々にも安心して市内を周遊していただけるよう、市観光アプリ「キラナビ」の多言語化を実施し、受入環境の整備にも取り組んでおります。

さらに、今後の観光施策を効果的に展開してい

くため、本年4月には観光に関する知見と実績を有する方を観光地域づくり戦略アドバイザーとして招聘し、地域の皆様との対話を重ねながら、観光地域づくり戦略の策定を進めることとしております。この戦略におきましては、インバウンド需要への対応についても重要な視点の一つとして位置づけ、本市の現状や地域特性を踏まえた効果的な取組を検討してまいります。

インバウンド需要の拡大につきましては、すぐに成果が表れるものではございません。本市の現状を踏まえた上で、地域の皆様との合意形成を図りながら段階的に取り組んでいくことが重要であると考えております。

今後におきましても、観光事業者や一般社団法人しもきたツーリズムをはじめとする関係団体とも一層の連携を深め、これまで築いてきた国際交流のネットワークも生かしながら、本市の魅力を国内外に発信し、将来的な誘客につなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長（岡崎健吾） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） 風力発電が地域に与える影響についてのご質問の1点目、生態系への影響についてお答えいたします。

環境アセスメント制度は、事業の実施に伴う環境への影響について調査、予測、評価を行い、その結果を公表しながら、環境保全上の配慮を図ることを目的とした制度であります。

大畑地区で計画されております2つの風力発電事業につきましても、環境影響評価法に基づき生態系や自然、生活への影響等についての調査や予測、評価が行われることになっておりますが、風力発電施設の設置が野生動物の生息域や移動のルートに影響を与える可能性は皆無ではないと認識しております。これらの生息環境を守ることは重要な課題と考えております。

市といたしましては、事業者が実施する環境への影響調査の結果等を注視し、野生生物の生息環境に配慮した事業展開となるよう、今後も関係機関と連携して対応してまいります。

次に、ご質問の3点目、低周波が近隣住民に与える影響についてであります。平成29年5月26日付、環境省水・大気環境局長から発出されました風力発電施設から発生する騒音に関する指針についてによりますと、「これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。また、風力発電施設から発生する超低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できない。ただし、風力発電施設から発生する騒音に含まれる振幅変調音や純音性成分等は煩わしさを増加させる傾向がある。静かな環境では、風力発電施設から発生する騒音が35から40デシベルを超過すると煩わしさの程度が上がり、睡眠への影響のリスクを増加させる可能性があることが示唆されている」とあります。

このように、研究からの知見では、健康影響についての明らかな関連を示す知見は確認できないものの、静かな環境では煩わしさの程度が上がり、睡眠への影響のリスクを増加させる可能性があるともされておりますことから、市といたしましては、近隣住民の生活環境に支障が生じないよう、関係機関と連携して対応してまいります。

○副議長（岡崎健吾） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（木下尚一郎） 風力発電が地域に与える影響についてのご質問の4点目、釜臥山展望台から見た景観への影響についてお答えいたします。

大畑地区にまたがり計画されている2つの事業につきましては、恐山を越えた遠くの景色となり、現時点ではイメージが損なわれることはないもの

と認識しておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○副議長（岡崎健吾） 4 番。

○4 番（濱田栄子） ご丁寧なご答弁、ありがとうございます。それでは、順次再質問していきたいと思ひます。

まず、産業についてでございますけれども、1 月に東北大学と協議を重ねたということですが、1 月という雪が降っている時期でございますので、農業が実際に行われている現場を見ていただくことはできなかったのではないかなということで、ただこちらのデータのなもの、また現状をお伝えしての話し合いになったと思ひますけれども、この点については何か改良するという点がありますでしょうか。実際のやっぱり場所、現状を確認していただくことが大切ではないかなと思ひますので、その辺のところをちょっとお聞きします。

○副議長（岡崎健吾） 農林水産部長。

○農林水産部長（一戸義則） お答えいたします。

まず、日程につきましては、やはり東北大学の大学院の教授様の日程を踏まえたスケジュールになってしまったところがありますが、昨年度につきましては、むつ市内における問題を把握するというのが主になっております。実際それを踏まえて、昨年どういう連携ができるかというところを調べたというところになっておりますので、今年度はそれらの連携案、昨年のヒアリングを踏まえた連携案を踏まえて今年度実施するというスケジュールになっておりますので、冬期間というところにつきましては、影響はないものと考えております。

○副議長（岡崎健吾） 4 番。

○4 番（濱田栄子） 今の時代ですので、LINE 会議とか、現場でそういった機器を使つての、直接来ていただかなくてもできることもたくさんあ

ると思ひますので、その辺のところは検討していただきたいと思ひます。

そして、ここで何をを使うかということになりますよね、AI とか、様々な機器を使つて、長距離においても会議ができる。今も海外とも普通にやり取りする時代ですので、そういったことでまた時間を取つていただいて、やっぱりその季節、季節、農業ですので、そういった具体的に見ていただいてということも今年度はしていただきたいと思ひますけれども、その辺のところをお聞かせください。

○副議長（岡崎健吾） 市長。

○市長（山本知也） 濱田議員から壇上でご質問いただいたとおり、昨年むつ市議会第265回定例会においても、農林水産業についてそれぞれご質問いただいております、夏でなければできないこと、冬でもできること、あると思ひますので、冬にできることをやらせていただいたというふうにご理解いただければと思ひます。何も現場を見ないということではなくて、濱田議員からむつ市議会第265回定例会で、研究会なり部会なり、そういったもので生産者と議論しようということをしていただきましたので、生産者をお呼びして、その現状をヒアリングさせていただいて、東北大学の先生を呼んで、私も含めて、副市長も入つてやらせていただいたということでもあります。何も現場を見ないということではなくて、言われたことを早急に、まず冬にできることをやったというふうにご理解いただければ幸いです。

○副議長（岡崎健吾） 4 番。

○4 番（濱田栄子） では、昨年度はまたできることをやってくださつたということで、ありがとうございます。

次のステップ、これは農業の振興が目的でして、会議を正確にやるのが別に目的なわけではございません。ですので、大きな目的の中で、私たちは

今その一步、次の一步をどうしていくかということが一番大事なことであります。一飛びでできる問題ではございませんので、そこはお願いしておきます。

それでは次、漁業問題に移ります。漁業の中で後継者不足と若い人たちのシェアハウスですか、そういったもの、また種苗の放流等の継続等話されたようでございますが、川内地区においては人手不足と休漁期の間のアルバイトという話が出たようですけれども、あとこの中で、例えば漁業TAC、漁獲TAC、マグロやイカのTACに対する問題提起とか要望等は出なかったのか伺いたします。

○副議長（岡崎健吾） 農林水産部長。

○農林水産部長（一戸義則） 「ふらっと」の中では、そのような問題意識等については、まだ出されてはおりません。

以上となります。

○副議長（岡崎健吾） 4 番。

○4 番（濱田栄子） そうですね、「ふらっと」は大畑地区では令和6年、それから関根地区では昨年令和7年ということで、大きく問題が出てきたのは近年ですので、これからいろいろな問題が出てくると思いますので、1回やったからいいいうのではなくて、人手不足のところもあろうかと思えますけれども、何とか情報収集等をしっかり漁業者の意見を聞いて対応できるように、そこはお願いしたいと思います。

それで、今年度の事業も継続事業があるようですが、シェアハウス等が欲しいというような、また種苗の放流は今年もやるということでしたよね。川内地区の浜の人手とか休漁期間のアルバイト等に対する対応等は何かされたのでしょうか。これは、令和6年に問題提起されているようですが。

○副議長（岡崎健吾） 農林水産部長。

○農林水産部長（一戸義則） 川内地区におけるアルバイトにつきましては、市のほうで提供するという形ではなく、漁協においてそれぞれ対応していただいているというふうに認識はしております。

以上となります。

○副議長（岡崎健吾） 4 番。

○4 番（濱田栄子） 川内地区のほうは、私も全く詳しくありませんので、それぞれのところの事情もあろうかと思えますので、真摯な対応をお願いしたいと思います。

それから次は、水産業に移ります。水産業については、原料の不足ということがもう誰の目から見ても分かると思えますけれども、何かそういう経営的な支援策について等は話されているのかお知らせください。

○副議長（岡崎健吾） 商工観光部長。

○商工観光部長（福山洋司） 原料不足に関しては、問題意識として我々も持っておりますが、そこに対して直接的に、ではこの材料、この原料がいいのではないかとかという話は商工担当部門としてはしておりませんが、一方で商品開発等とか、そういったものは地域活性化起業人を今お願いしておりまして、各社企業回りが中心なのですが、漁協なども要請があれば訪問しますので、例えば新たな加工品の製造とか、そういったものについてはアドバイスさせていただいているというところでございます。

○副議長（岡崎健吾） 4 番。

○4 番（濱田栄子） 支援策というと、原料をすぐ出してくださいというわけにはいきませんので、経営を乗り切るための支援策というようなことがありますら、お知らせください。

○副議長（岡崎健吾） 商工観光部長。

○商工観光部長（福山洋司） 先ほどお答えいたしましたとおり、ものづくり補助金であったり、省

力化投資補助金、国などの制度をご紹介しているというところでございます。

○副議長（岡崎健吾） 4 番。

○4 番（濱田栄子） ものづくり補助金等についても、制限があると思うのですが、その辺のところは、大きな点だけでも、この方たちが、事業者が使えるものなのかどうかという、例えば利益が出ていないと駄目とかというような補助金もありますので、苦しいから補助金をお願いするのでありますので、そういった方たちが使えるような補助金とか利子補給とか、ありましたらお知らせください。

○副議長（岡崎健吾） 商工観光部長。

○商工観光部長（福山洋司） 各事業者が悩み、それぞれありまして、それぞれに対応する支援策というのがあるかと思っております。今この場で一つ一つ、ちょっと羅列は難しいのですが、そういったものも含めまして、商工観光部のほうではご相談に乗っておりますし、よろず相談などの取組もありますので、ぜひ一声おかけいただきたいと思います。

○副議長（岡崎健吾） 4 番。

○4 番（濱田栄子） ありがとうございます。今残っていらっしゃる水産関係の方も、様々なやっぱり時代の波をくぐりながら、その知恵等を使って残ってきている方たちです。今最悪のピンチに立っているのではないかなと思っていますので、様々な情報提供をお願いいたします。

それから次に、インバウンドのほう、観光業のほうに移ります。現場での、先ほどは「キラナビ」とかで対応しているということでしたが、インバウンドは令和 7 年は当市には 2,500 人の方が訪れているということで、部長としては少し少ないのではないかなというようなお話でしたけれども、目標とかというのはつくっているものなのでしょうか。また、4 月から観光地域づくり戦略アドバ

イザーを招聘しているということですが、こういった計画であるのかお知らせください。

○副議長（岡崎健吾） 商工観光部長。

○商工観光部長（福山洋司） まず、先ほどの令和 7 年度の宿泊事業者からの聞き取りの実績ということで、2,500 人というふうにお答えさせていただきました。実際、もし日帰りとかがあれば、これには含まれておらず、またちょっとなかなか調査も難しいということで把握はしていないということをご理解いただきたいと思います。

その上で、今年度から取り組んでおります観光地域づくり戦略であります。今年度から 3 年程度をかけて、地域の皆様とも意見交換しながら策定を進めたいと思っております。その中で、数値目標などについても検討することとしておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○副議長（岡崎健吾） 4 番。

○4 番（濱田栄子） 今年度から 3 年間かけて戦略を練るということですので、こちらがやっぱり現場の状況等をしっかり把握していないと、アドバイスもまた的確にいかないのではないかなと思いますので、例えば観光地の、私たちが観光に訪れたときに、ほとんど大抵トイレに寄ってくるわけですが、トイレの状況等によって、その地域のお客様に対するおもてなしの心とか、様々な感じる部分があります。そういったことで、現場の例えばトイレがどうであるとか、洋式であるとか、和式であるとかという、そういうふうな 1 個 1 個の地域の情報というものは市としては確認しているというか、そういうものなののでしょうか。ちょっとお聞きいたします。

○副議長（岡崎健吾） 商工観光部長。

○商工観光部長（福山洋司） 市がお願いしております観光地域づくり戦略アドバイザーの方にどのように地域の実情を分かっているかということかと思ってお答えいたしますが、既にむ

つ市のほうには何度も来ていただいております。市内各地域も直接歩いて見てもらう、車でですけれども、見てもらっております。その中でトイレの例を出していただきましたが、そういった一つ一つの施設を事細かに案内しているわけではございませんが、そういった中で地域の方の話を聞いていただいたりとか、主要な施設回りが今のところ中心ですけれども、既に行っているということで、そういったことを含めて今後の取組に結びつけていただきたいと考えております。

○副議長（岡崎健吾） 4 番。

○4 番（濱田栄子） ありがとうございます。やっぱり観光地に行きましても、トイレが和式だけだったりとか、汚れていたりとか、例えば薬研であれば駐車場側の上り段の石が崩れていたりとかというところもありました。今はもう直して下さっていると思いますけれども、やはりそういうところで、その地域のおもてなしの心がもう見えてしまうのではないかなと思っています。私も様々なところに出かけていますので、そういった特にインバウンドに対応するときは、トイレ等の洋式化については十分検討していただきたいなと思っております。その辺のところは、ご答弁いただけますでしょうか。

○副議長（岡崎健吾） 商工観光部長。

○商工観光部長（福山洋司） いただいたご意見を参考に取り組んでいきたいと思っております。

あと、1 つご訂正させていただきたいと思っております。議長、お許しをいただいております。

先ほど2,500名と宿泊者数を答弁させていただいたのですが、数字、令和7年度で2,500名と答弁させていただいたのですが、正確には令和6年が2,500名で、令和7年が1,500名でしたので、訂正させていただきたいと思っております。失礼いたしました。

○副議長（岡崎健吾） 4 番。

○4 番（濱田栄子） ありがとうございます。時間がちょっと少なくなってきましたので、それでは風力発電に移ります。

6月6日付の東奥日報ですけれども、東奥日報の報道です。皆さんも御覧になった方も多いと思いますが、「循環経済」に移行急務 環境白書」というのが出されております。熊被害対策でもあります。ちょっと冒頭だけ読ませてください。

「政府は5日、2026年版「環境・循環型社会・生物多様性白書（環境白書）」を閣議決定した。世界で資源獲得競争が激しくなる中、金属やプラスチックを有効利用する「循環経済」への移行を急ぐべきだと強調。過去最悪となった25年度のクマ被害を踏まえ、生息地にむやみに入らないといった国民向けの注意点を盛り込んだ」とあります。また、ちょっとその後、後半には、「太陽光発電に関しては、従来のパネルより薄くて折り曲げられる「ペロブスカイト太陽電池」の普及を通じ、再生可能エネルギーの導入拡大が期待できるとした。昭和への改元から100年になるのを記念し、公害や自然保護、廃棄物対策の歴史を写真で振り返るページも設けた」などとあります。やはりこれもまた政府の方針であります、循環経済白書。そういったこともやはり勘案しながら進めていただきたいと思います。

科学は、日々進歩しております。先般また六ヶ所村において水素エネルギーの発電計画も報道されました。市長は、私たちから、守るべき森林の大きな開発は、2026年版環境・循環型社会・生物多様性白書としての関連をどのように考えますか、お知らせください。風力発電と、その環境白書という、どちらも政府の方針です。

○副議長（岡崎健吾） 市長。

○市長（山本知也） 濱田議員から通告いただいている風力発電が地域に与える影響と、いわゆる森

林のことをおっしゃっているのだと思いますので、そうですね。そのことを申し上げておきますと、風力発電だけではなくて、濱田議員が推し進めてきた地熱開発も森林の中の木を切り開いてやるわけなのでございますが、先ほど市民生活部長から答弁させていただいたとおり、環境アセスメント制度というのは、事業の実施に伴う環境への影響、どういった影響があるのか、それを調査、予測、評価をすることが環境アセスメント制度と呼ばれておりまして、その評価が環境影響評価法に基づくと、あまり難しい言葉は使いたくないのですけれども、市民の皆様に分かりやすく言うと、生態系、いわゆる先ほど濱田議員おっしゃった熊とか、そういった生態系への影響、また自然、森林とかへの影響、また私たちの生活への影響等について調査、予測、評価が行われますので、まずはその評価をしっかりとさせていただくことが大事だと思います。

そのことをもって、森林にどんな影響があるのだ、それだったらやめたほうがいいよねと、これだったら大丈夫だねと、そういう評価をまずはするということが大事だと思いますので、それについて、抽象的なものについて、こうだということは正しくないと思います。まずはアセスメントをやることによって、その事業の、濱田議員がおっしゃる森林への影響がどのようなものか、また保安林の話もありますけれども、そういったものに水源の涵養性がどうなるか、それを評価していただいて、どういった影響があるのか、それをちゃんと見極めることが私自身は大事だと認識しております。

○副議長（岡崎健吾） 4番。

○4番（濱田栄子） ご答弁ありがとうございます。そういうことは分かった上で、先ほど公益社団法人から出されました、日本自然保護協会から出されました意見書を読み上げたわけでございます。

ですので、そのことを踏まえてどういった、環境評価をしているのは分かります、その部分が狭いのではないとか、猛禽類の部分に対しては環境評価の部分がないと、調査部分がないと、そういったことを先ほど申し上げて、私も通告しております、これについては。ですので、そういったことを勘案した中で、どういうことをどういうふうに考えられるかということを今ご質問したわけでした。

そうすると、これは最終的には風力発電を設置する、しないというのは、これはどこで決めることになるのですか。市ですか、県ですか、お伺いたします。

○副議長（岡崎健吾） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） お答えいたします。

環境影響評価につきましては、4段階ございまして、まず配慮書、方法書、準備書、評価書とありまして、その3段階までは市が意見を述べることができますが、最終的な評価書を基に行政庁、国のほうでこれを許可するかどうかということが決まると考えております。

○副議長（岡崎健吾） 濱田栄子議員に申し上げます。

申合せ時間が間もなく終了となりますので、よろしくお願いたします。4番。

○4番（濱田栄子） 議長、ご配慮ありがとうございます。

ということで、やはり地域の声をどのように取りまとめて上に提案していくかによって決定が違ってくると思います。ですから、そのところを私は、市長は国会議員でもありませんし、総理大臣でもありません。むつ市の市長でございますので、やはり地域の声をしっかり取りまとめ、長い将来にわたって、やっぱりこの地域は何を選択するべきかということは市長の肩にかかっておりますので、様々な情報を収集して意見を上げていただき

たいなと思います。風力は、これで終わります、時間がありませんので。

それでは、教育問題についてお伺いいたします。本当は、観光も少しやりたかったのですけれども。

まず、教育長、先ほど全ての校内に教育支援センターを設置しているということですが、専門の専門員、指導員は全ての学校に設置されているのか、配置されているのかお伺いいたします。

○副議長（岡崎健吾） 教育長。

○教育長（阿部謙一） 国は、各学校に校内教育支援センターの設置を要請しております。本市では、お答え申し上げたように、全ての学校に開設することができて喜んでおります。しかしながら、国の制度自体が開設をした学校に職員を配置するというシステムにはなっておりません。本市内の学校におきましては、それぞれ自助努力によって、ボランティアでいろんな方々に来ていただいて子どもたちの支援に当たる、そのような学校もあります。

私どもとしては、そうした試みを支援するとともに、可能な範囲で人員配置等に関しても検討してまいりたいと考えております。

○副議長（岡崎健吾） 4番。

○4番（濱田栄子） ありがとうございます。やはり教育支援センターがありましても、専門の支援員がいなければ、なかなか機能しないというのではないかなと思っております。

私は不登校の子どもさんに対しては、寄り添う力というのが、人にこそお金をかけるべきではないかと思っております。もちろん不登校の現状とか状況は、それぞれ個々に違いますので、やはりカウンセラーの方が不登校を、例えば不登校の方を訪問できるような体制。

先日茨城県の守谷市でしたか、行ってきましたけれども、市の予算で専門員を常時各学校に全て配置して不登校対策をしているそうです。やっぱ

りそういった様々な物的な支援も必要ですけども、人の支援、学校で、今は家庭でももちろん兼業農家だったら女性も働く時代です。そして、学校の先生たちも兼業して家族をそれぞれ持っておりますので、やはりそこには全てお任せするというわけにはいきませんし、時間が過ぎても悩みというのは家に持ち帰ります。書類を持ち帰らなくても、やっぱり先生たちは帰ってから、あの子どもはどうしているだろうかと気になる部分もありますので、やっぱり支援員というのをしっかり置いて、新型コロナから倍になっていると思いますので、不登校の方たちが。その点に対して教育長、もう少し強いお気持ちをお願いいたします。

○副議長（岡崎健吾） 濱田議員に申し上げます。

間もなく申合せ時間となりますので、この答弁をもって終了とさせていただきます。教育長。

○教育長（阿部謙一） 思いは全く同じですので、誠意を持って努めてまいります。

○副議長（岡崎健吾） 4番。

○4番（濱田栄子） どうもありがとうございます。

やはり思いは一つだと思います。その方法をやはりみんなで知恵を出し合って、何とか子どもたちが学校に元気に行けるように力を合わせてやっていくのが大切だと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○副議長（岡崎健吾） これで、濱田栄子議員の質問を終わります。

ここで、午後2時20分まで暫時休憩いたします。

午後 2時10分 休憩

午後 2時20分 再開

○副議長（岡崎健吾） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎井田茂樹議員

○副議長（岡崎健吾） 次は、井田茂樹議員の登壇を求めます。15番井田茂樹議員。

（15番 井田茂樹議員登壇）

○15番（井田茂樹） こんにちは。自民クラブ、井田茂樹です。むつ市議会第268回定例会において一般質問をさせていただきます。本日最後の登壇です。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、中東情勢の緊迫化や世界的な物流の混乱により、建設資材の価格高騰や納期遅延が続いております。市内事業者からは、資材価格が上がり続けている、必要な資材が予定どおり入っていない、先の見通しが立たずとても不安だ、このままでは倒産してしまうといった切実な声が寄せられています。特に中小事業者にとっては、資材価格上昇分を全て価格転嫁できるわけではなく、利益を削りながら、何とか事業を継続している状況であります。地域のインフラを支える事業者の皆さんが先の見えない不安の中で踏ん張っておられる現実を重く受け止めなければなりません。

また、その影響は事業者だけではなく、物価高騰という形で市民生活にも大きな負担を与えております。私のところにも市内事業者から、何とかしてほしいとの相談を受け、5月連休前に青森県選出の国会議員の先生へ現状をお伝えしたところ、「国では万全の体制を取っております。そこで、万一買占めや売残りなどの影響が生じる場合に備えて、事業者や消費者の皆様からの燃料油や石油由来の化学製品等の供給に関する情報提供を東北経済産業局総務企画部で受け付けている」との回答をいただき、市内事業者様へ情報提供をいたしました。

しかしながら、ナフサを原料とする塗料や各種プラスチック製品などについては、依然として供給不安が指摘されており、今後予定されている公共工事への影響も懸念されます。

これを踏まえ、1項目め、むつ市が令和9年4月に開校を目指し、整備を進めている県内初となる旧奥内小学校を活用した学びの多様化学校について伺います。

不登校児童・生徒の数は、全国的にも近年増加傾向にあり、むつ市においても、学校に通いたくても通えない、教室に入りたくても入れない子どもたちや、その成長を心配しながら日々悩み続ける保護者がおられます。そのような中、少人数制で柔軟な教育課程を提供するこの学校は、多くの児童・生徒や保護者にとって新たな学びであると同時に、大きな希望の光であります。だからこそ、単に学校を整備するだけではなく、むつ市だからこそできる教育をどのように実現するかが重要であると考えます。

しかし、先ほど述べた中東情勢の緊迫化による原油、ナフサ不足などの影響で、建設資材や学校備品、教育機材の調達コスト高騰という形で、開設準備に影響を及ぼす可能性があります。

そこで、現在の開設準備における物価高騰の影響がどの程度あるのか、またどのような対策をしているのか、さらに全国的には特色あるカリキュラムや体験学習、地域資源を活用した教育活動などにより成果を上げている先行事例もありますが、むつ市としてそれらをどのように研究し、取り入れながら、こどもたち一人一人の個性や可能性を伸ばす特色ある学校づくりを進めていくのか、教育長のお考えをお伺いいたします。

また、こどもたちの成長を支える場は、学校だけではなくありません。スポーツや文化活動を通じた仲間づくりや成功体験も、自己肯定感や社会性を育む大切な機会であります。

そこで、次に2項目め、「むつ☆かつ」について伺います。少子化が進む中、学校部活動の地域移行は全国共通の課題となっています。むつ市では、中学校の部活地域移行において、全国に先駆

けて「むつ☆かつ」を展開し、こどもたちのスポーツ、文化活動の機会確保に多大な成果を上げてこられました。関係各位の皆様のご尽力に深く敬意を表します。

しかしながら、少子化の加速や指導者不足、行政に頼った運営など、今後の持続可能な運営体制の構築という観点からは、まだ課題が残されているのも事実です。

そのような中、全国では、現在はまだ土日、休日限定ではありますが、部活動の地域移行を持続可能にするために統括組織を設立する動きも始まっています。

そこで、むつ市においても「むつ☆かつ」を核とした一般社団法人などの統括組織を設立し、この組織が窓口となり、指導者の人材バンク登録から謝金の支払い、保険加入手続、複数の中学校をまたいだ合同活動の調整までを一元管理し、現在の行政主体の体制から、将来的には総合型地域クラブや統括法人への移行、発展を目指し、こどもたちのスポーツや文化活動を支える仕組みを構築すべき時期に来ていると考えます。

そこで、今後のビジョンについて質問いたします。現在の「むつ☆かつ」における行政主導の指導者確保や運営費用の財源確保といった課題に対し、受皿となる統括法人への移行を検討する考えがあるのかお伺いいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○副議長（岡崎健吾） 教育長。

（阿部謙一教育長登壇）

○教育長（阿部謙一） 井田議員のご質問にお答えいたします。

まず、県内初「学びの多様化学校」についてのご質問、開設準備と他地域に学ぶ持続可能な運営体制についてお答えいたします。開設準備ですが、当市では有識者等による設置検討委員会を4回にわたり開催し、本校における教育課程や

通学手段、転入学の手続等について集中的にご審議をいただき、本年2月に文部科学省への申請手続を行っております。

また、不登校児童・生徒や保護者の皆様方への周知を図るため、入学説明会や学校見学会を既に実施いたしており、いよいよ来月からは転入学に向けた具体的な教育相談を開始する予定となっております。

施設面におきましても、こどもたちが安心して居心地よく過ごせる環境を提供するため、開校に間に合うよう計画的に改修工事を進めてまいります。

教育委員会といたしましては、開校に向け、今後とも丁寧な情報発信と説明に努めてまいりたいと考えております。

次に、他地域に学ぶ持続可能な運営体制についてであります。本市の取組に当たっては、既に教育委員会担当職員を先進自治体へ派遣し、複数回に及ぶ視察調査を実施してまいりました。そこで得られた先進地ならではの知見や運営ノウハウは、当市の学校運営や教育環境づくりにしっかりと反映されているところであります。

また、中長期的な視点に立った持続可能な運営基盤を確立するため、本年4月1日よりこども夢育成基金を不登校支援にも活用できるよう、財政基盤の整備にも当たっております。この方針を市民の皆様にお示したところ、ライオンズクラブ国際協会332-A地区様をはじめとする民間団体様から多大なる物品のご寄附を頂戴するなど、地域社会からの温かいご支援の輪も広がっております。

私どもといたしましては、他自治体の先進事例を参考にしつつ、当市の実情に即した地域全体で支える持続可能な学校運営を力強く推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、「むつ☆かつ」の現状と今後の方向性についてのご質問、「むつ☆かつ」の現状課題と今後の方向性の検討状況についてお答えいたします。まず、「むつ☆かつ」の現状についてですが、現在スポーツクラブ13、文化クラブ10、合計23クラブが活動を行っており、入会者数は5月末時点で583名となっております。また、各クラブの活動場所として、文化クラブでは主に下北文化会館及び海と森ふれあい体験館、スポーツクラブでは主に市内中学校の学校体育施設及び市公共施設において活動いたしております。

地域クラブへの移行が行われ3年が経過し、令和7年度をもって全ての中学校部活動の地域移行が完了したところでありますが、持続可能な運営体制の構築をはじめとする課題もあり、特に平日の活動時間及び指導者の資質向上につきましては、保護者を対象としたアンケートでもご意見を頂戴しているところであります。

今後の方針といたしましては、持続可能な運営体制の構築や財源確保の多元化、指導者確保、育成の仕組みづくりと多角的な視点から検討を重ね、地域全体で中学生の成長を支援できるような体制の構築を目指してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長（岡崎健吾） 15番。

○15番（井田茂樹） 教育長、ありがとうございます。それでは、順次再質問をいたします。

まずは、学びの多様化学校についての再質問をいたします。中東情勢に伴うエネルギー資材価格上昇は、旧奥内小学校の校舎改修工事や教材、備品の調達コストにどう影響していますか。また、令和9年4月の開校スケジュールや、当初予定していた予算規模に支障が出ないように、市としてどのような防衛策や予算の柔軟な運用を考えているのか、具体的な状況をお聞かせください。

また、現在奥内小学校の校庭を見ておりますが、

まだ資材なども全然搬入されておきませんので、そのところも加えてお願いいたします。

○副議長（岡崎健吾） 教育長。

○教育長（阿部謙一） まず、教育委員会といたしましては、不登校に悩む児童・生徒及び保護者の方々が当該校の開校を心待ちにしており、そのような子どもたちにいち早く支援を届けるためにも、令和9年4月の開校に向けたスケジュールを堅持する方針であります。

当該校に通う児童・生徒が、より安全安心な環境の中で適切な支援を受けられるよう、開校に間に合わせるべく着実に工事を進めてまいります。資材がまだ搬入されていないとのご指摘もありましたが、先ほど申し上げた令和9年4月の開校に向け、計画的に進められておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

そして、中東情勢に伴うエネルギー、資材価格の上昇につきましては、今後も市場の動向を注視しながら、市長部局と緊密に連携し、仕様の精査や調達方法の工夫など、令和9年4月の開校を確実に実現できるよう、最善を尽くしてまいります。

○副議長（岡崎健吾） 15番。

○15番（井田茂樹） ありがとうございます。

次は、ちょっと変えまして、全国では既に60校を超える学びの多様化学校が稼働しています。例えば官民連携でICTをフル活用する事例や、地域住民がボランティアとして深く関わる事例などがあります。むつ市では、1学級に複数教員を配置するチーム担任制や体験重視の独自教科を掲げていますが、全国のこういった事例を参考にし、むつ市ならではの強みをどう形にしていけるのか、現在の検討状況をお聞かせください。

○副議長（岡崎健吾） 教育長。

○教育長（阿部謙一） 教育委員会の職員が全国各地の学びの多様化学校への視察や関係協議会の出席を通して多くの知見を積み重ねてまいりまし

た。例えば前の学年の内容に戻って学んだり、あるいは発展的な内容に取り組んだり、こどもたちが自分のペースで学習を進めることができる〇〇タイムの時間設定については、先進地の学校での実践を取り入れたものであります。

また、創造的な教科としてもものづくり、コミュニケーションを学ぶ集い、語りも導入いたす予定であります。これは、当市の教育支援センターにおけるこれまでの知見やノウハウを生かして構築したものであります。

さらに、当該校が立地する奥内地区は、豊かな自然環境に恵まれているとともに、地域の皆様方がこれまでも学校教育に対して深いご理解とご協力をいただいているところであり、こうした奥内地区ならではの温かい地域の教育力は、本校の大きな強みであると認識いたしており、地域と一体となった教育活動を展開していく上で、大いに期待をしているところでもあります。

私どもといたしましては、全国の先進地区の取組事例を参考にしながら、本市がこれまで積み上げてきた不登校支援のノウハウを最大限生かすとともに、奥内地区の豊かな地域資源を生かした形で、当該校における教育活動を着実に推進してまいりたいと考えております。

○副議長（岡崎健吾） 15番。

○15番（井田茂樹） ありがとうございます。先ほどの再質問、再々質問などを併せましてですけれども、旧奥内小学校はつい先日まで実際に小学校として使用されていた施設であります。もちろん安全対策や教育環境の整備は必要ですが、一から建設する施設とは異なり、校舎そのものは十分活用できる状態にあると考えております。ですので、少し整備が足りなかった場合でも、校舎は活用できるのではないかなと私は思っておりますが、令和9年4月の開校を待ち望んでいるこどもたちや保護者にとって、その4月は単なる工事の完成予

定日ではありません。ここなら通えるかもしれない、もう一度学ぶことができるかもしれない、そんな希望を託している大切な節目であります。

中東情勢に伴う資材価格の高騰や物流の混乱など、外的要因を理由として開校時期に影響が生じることがあってはなりません。どうか開校時期を確実に守ることを最優先に進めていただきたいと思います。教育長のお考えをお聞かせ願います。

○副議長（岡崎健吾） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答えいたします。

こどもたちにとっての1年は、大人の1年とは全く重みが異なるものであると考えております。不登校の状況にあるこどもたちにとって、一日一日が学びから遠ざかる時間となり、自信や意欲を失いかねない重い意味を持つ時間であると認識しております。したがって、令和9年4月に開校するという約束は、単なる行政上のスケジュールではなく、今この瞬間も希望を持って待ち続けているこどもたちと保護者への約束であると、私自身強く意識いたしております。

旧奥内小学校は、ご指摘のように、ごく最近までこどもたちが実際に学んでいた施設であり、基本的な校舎機能は備わっております。改修の規模や仕様につきましても、開校時期を最優先にした観点から不断に見直しを行い、中東情勢と外的要因により影響を受けることがないよう、また最小限に抑えることができるように工夫を重ねてまいります。

どのような状況にあっても、令和9年4月にこどもたちを迎え、開校する、その一点は絶対に譲歩することなく、全力を尽くしてまいります。

○副議長（岡崎健吾） 15番。

○15番（井田茂樹） 教育長、力強いご答弁、ありがとうございます。ぜひ守っていただきたいと思います。

学びの多様化学校、学校に行きたい気持ちはあるのに行くことができないこどもたち、そして我が子の将来を案じながら、明日は行けるだろうか、このままで大丈夫だろうかと日々心を痛めている保護者の皆様がいます。その一日一日は、今教育長も答弁されていたとおり、私たちが想像する以上に長く、重いものです。

全国の先進事例から学びながらも、模範に終わるのではなく、奥内の豊かな自然を生かしたこの地域だからこそ実現できる教育があるはずです。学びの多様化学校は、不登校支援の学校というだけでなく、一人一人の可能性を伸ばす新しい教育モデルとして、そして将来全国からむつ市へ視察に訪れる学校を目指し、こどもたちに寄り添ったすばらしい場所になることと、来年4月の開校を心から期待しております。

私は、まだ持ち時間いっぱいあるのですが、最後に市長、何かありましたら、お気持ちを一言お願いいたします。

○副議長（岡崎健吾） 市長。

○市長（山本知也） 私自身も、教育長、井田議員と同じ思いでございまして、こどもたちの1年、本当に大人が感じる1年とは、先ほど重みが全く異なると教育長も申し上げましたけれども、1年遅れたら入れなかったこどもがいるということにならないように、令和9年4月の開校、これは教育長からも答弁ありましたとおり、しっかりと守っていくということだと思います。

市長部局と連携すると教育長が申し上げたのは、建築部門が市長部局にありますので、必要な工事につきましては、先般も建設業協会に私自身もお伺いしましたけれども、特に学びの多様化学校は何とかしてほしいと、そういう思いは申し上げてきましたので、その思いは井田議員と同じだと思いますので、しっかりとその約束をお守りできるように取り組んでまいりたいと存じます。

○副議長（岡崎健吾） 15番。

○15番（井田茂樹） ありがとうございます。教育長も市長も、約束を守ると言ってくさいましたので、期待しております。

次に、「むつ☆かつ」の再質問に移らせていただきます。現在むつ市では、企業協賛などを活用しながら、こどもたちのスポーツや文化活動の環境づくりに取り組まれており、その姿勢は大変すばらしいと思います。部活動の地域移行において、指導者の確保は非常に重要であります。地域指導者に継続して関わっていただくためには、一定の謝礼や活動経費への対応も必要不可欠です。

全国では、定額の月謝制度を導入しながら、減免制度や企業協賛などを組み合わせ、持続可能な地域クラブ運営へ移行している自治体も増えていきます。もちろんむつ市においても、経済的理由によってこどもたちの挑戦機会が失われることがあってはならず、保護者の皆様の理解を得ながら、減免制度や企業協賛、むつ市独自の支援を組み合わせたむつ市モデルを構築していく必要があるのではないかと考えますが、教育長のお考えをお伺いします。

○副議長（岡崎健吾） 教育長。

○教育長（阿部謙一） 「むつ☆かつ」の活動におきましては、経済的理由によりこどもたちの活動が制限されることがあってはならない、そのように考えております。

具体的には、就学援助費の支給を受けているご家庭につきましては、1クラブ分の会費を免除いたしております。また、「むつ☆かつ」の趣旨に賛同し、クラブの発展を支援する個人、企業、団体様等を対象とした賛助会員の募集もいたしており、民間企業様等からご寄附の実績も積み重ねられております。

こうした努力を積み重ねて、持続可能な地域クラブの安定的運営を果たすことができるよう、設

置当初からそうした思いを持っておりました。今現在具体的な最終形をお示しする段階にはありませんが、今後も研究検討を重ね、ご提案いただきましたむつ市モデルの充実、確立に向けて努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長（岡崎健吾） 15番。

○15番（井田茂樹） ぜひ検討し続けていってほしいと思います。

部活動の地域移行は、本当に難しいと思いますが、単に学校から地域へ活動の場を移すことが目的ではないと思います。こどもたちが将来にわたりスポーツや文化活動に親しみ、仲間と出会い、調整する機会を守るための取組であると思います。

むつ市においても、将来を見据え、持続可能な運営体制の構築を進めていただきたいと考えます。こどもたちがスポーツや文化活動を通じて仲間と出会い、挑戦し、成長する姿は地域の活力そのものです。全国のよい先進事例を取り込み、成功例をアレンジし、リスクを最小限にとどめ、こどもたちが生き生きと成長できる環境をむつ市全体でつくっていくことが必要だと思いますが、市長、最後に市長の考えをお聞かせ願えますか。

○副議長（岡崎健吾） 市長。

○市長（山本知也） 私自身は、前市長もそうだったかもしれませんが、「むつ☆かつ」が全国に先駆けてやってきたということだと思いますので、全国の事例も大事にしつつ、先ほど来議員からいただいたむつ市モデル、むつ市が先進的にこどもたちの活動の場を広げていく、また運営も今現在教育委員会で事務局を担っておりますけれども、民間団体の活動も含めて取り組んでいくことが重要だと思います。

昨日の議会でも、スポーツ少年団も既に運営自体はスポーツ協会のほうで運営していますので、市でやってなくても、既に回っている事例もあり

ます。そういったことも含めて、持続可能な運営体制の構築、先ほど言った会費の低減策、そういったことも含めて、どこからかご寄附いただけることがないか、一緒にできることがないか、そういったことも多角的な観点から検討を進めて、むつ市らしい、こどもたちが将来にわたっても活動を続けられる体制を構築してまいりたいと存じます。

○副議長（岡崎健吾） 15番。

○15番（井田茂樹） ありがとうございます。

私、30分時間を残してしまったので、あえて市長に答弁していただきまして、申し訳ありませんでした。

以上をもちまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○副議長（岡崎健吾） これで、井田茂樹議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○副議長（岡崎健吾） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明6月13日及び14日は休日のため休会とし、6月15日は浅利竹二郎議員、杉浦弘樹議員、佐賀英生議員、岡崎健吾の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時49分 散会